

2024年10月10日
(ウェブ会議)

2025年度

第1回県本部消防担当者会議

議案資料

目次

1. 提起「消防職員の団結権獲得にむけたこの間の経過と
処遇改善にむけた取り組み」..... 1
2. 全消協からの取り組み報告
 - ①全消協役員対象
「消防職員委員会における緊援隊特勤手当の支給に関する
意見提出実態調査結果」..... 11
 - ②三重・四日市市消防職員協議会
「処遇改善に向けた消防職員委員会を活用した取り組み」..... 18
 - ③徳島・鳴門市消防職員協議会
「小規模消防本部 単協の取り組み（管轄人口10万人未満）」..... 25
 - ④佐賀・杵藤地区消防職員協議会..... (口頭)
 - ⑤宮崎・延岡市消防職員協議会..... (口頭)
3. 学習会「消防職員と地方財政の仕組み」..... 29
 - 資料1 (平成6年度地方交付税制度解説) 40
 - 資料2 (令和6年度地方交付税制度解説) 58

2025年度第1回県本部消防担当者会議

次 第

日時：2024年10月10日（木）14時00分～17時30分

開会 (司会) 上野 友里子 法対労安局長

14：00～14：05 本部あいさつ
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長

14：05～14：10 全消協あいさつ
須藤 洋典 全消協会長

14：10～14：30 提起「消防職員の団結権獲得にむけたこの間の経過と
処遇改善にむけた取り組み」
上野 友里子 自治労本部法対労安局長

14：30～15：15 全消協からの取り組み報告
①全消協役員対象
「消防職員委員会における緊援隊特勤手当の支給に関する意見
提出実態調査結果」
②三重・四日市市消防職員協議会
③徳島・鳴門市消防職員協議会
④佐賀・杵藤地区消防職員協議会
⑤宮崎・延岡市消防職員協議会

15：15～15：30 質疑応答

15：30～16：15 各県からの取り組み報告

16：15～16：25 休 憩

16：25～17：10 学習会「消防職員と地方財政の仕組み」
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長

17：10～17：25 質疑応答

17：25～17：30 まとめ

17：30 閉会

2024年10月10日 2025年度第1回県本部消防担当者会議

消防職員の団結権獲得にむけた この間の経過と 処遇改善にむけた取り組み



全日本自治団体労働組合



全国消防職員協議会

第112回国際労働機関(ILO)総会報告①

日時: 2024年6月3日(月)～14日(金)

場所: スイス・ジュネーブ

参加者: ILO加盟国187カ国中172カ国より1,496人

(政府704人、労働者481人、使用者311人)

※自治労からは、石上委員長が連合代表団の一員として参加、杉崎国際担当書記が同行。公務労協から森永事務局長、吉澤相談役が参加。

★ 総会の基準適用委員会において、日本の公務員の労働基本権問題が2018年以来6年ぶりに9度目の審査が行われた。



第112回国際労働機関(ILO)総会報告②

日本の労働者代表（石上自治労委員長）の主張

2018年の個別審査における議長集約に向き合っていないことを指摘し、議長集約の5つの課題について言及した（以下は、消防に関するもののみ抜粋）。

- ① 「社会的パートナーとの協議による自律的労使関係制度の検討」については、職員団体からの求めに対し、「慎重に検討」する旨を繰り返している。
- ② 「継続的な労使間協議を通じて消防職員委員会の機能を改善する計画の策定」については、集团的労使関係とは明らかに異なる制度であり、限界を露呈している。
- ③ 「消防職員が警察と同視されるという政府の見解、およびその見解が条約適用の現状とどう符号するのかに関する国レベルでの社会的パートナーとの協議」については、具体的な協議が行われているものの、政府の主張が変わらなため、互いの主張の整理に止まっている。



日本の公務員の労働基本権問題の根本的かつ抜本的な解決にむけた政府の誠実な対応を導くよう、委員会の討議と断固とした結論を要請

日本政府代表（細田前総務省公務員課長）の主張

労働側の主張に対し、日本政府の主張は以下の通り。

- ① 消防職員・刑事施設職員は警察と同視されることから、警察と同様、団結権を有していない。
- ② 「消防職員が警察と同視される」という見解はILO結社の自由委員会も認めており、そのことを踏まえて第87号条約を批准した経過がある。
- ③ 日本は災害大国であり、消防職員は災害時に警察や自衛隊と一体となって職務を迅速に遂行する必要がある。団結権を与えれば緊急事態などの対応に支障を来す
- ④ 自律的労使関係制度の構築については、交渉コストの増加や労使交渉の長期化など、様々な課題がある。



「団結権の代償措置として消防職員委員会制度の定着がはかられている」などと述べ、依然として従前の主張を繰り返した。

第112回国際労働機関(ILO)総会報告③

委員会は、本事業が長期にわたるものであること、および直近では2018年に委員会で議論されたことについて留意、考慮した上で、日本政府に対し、条約に沿って労働者側と使用者側の団体と協議の上、以下について検討するよう要請した。

基準適用委員会における議長集約（結論）

- 消防職員の地位と労働条件のさらなる改善
- どのカテゴリーの刑事施設職員が警察の一部とみなされ、団結権の適用除外となっているのか。また、どのカテゴリーの刑事施設職員が警察の一部とみなされず、団結権が認められているのか
- 公務員について
 - ・ 人事院の手続きが効果的で公平かつ迅速な調停と仲裁手続を保証するよう確かなものとする
 - ・ 自律的労使関係制度を引き続き注意深く検討し、条約に沿って様々な課題の解決をはかる
- 地方公共部門の労働者が条約に定める権利と保障を享受できるよう、地方公務員法及びその関連法規を見直す

以上について、2024年9月1日までにすべての事項の達成状況について報告書を提出するよう要請

第12回ILO議長集約にかかる定期協議

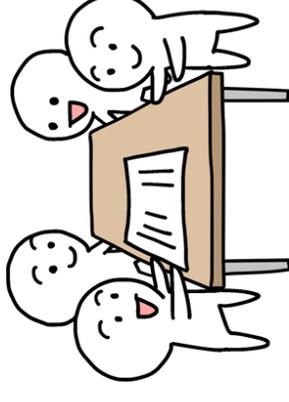
日時：2024年7月17日(水)14:00～15:00

参加者：【総務省】越尾公務員課長、鎌倉公務員課長補佐 他

【総務省消防庁】畑中消防・救急課長、箕打消防・救急課長補佐 他

【自治労】林総合労働局長、八巻総合企画総務局長(国際局長)、上野法対労安局長、藤岡書記

【全消協】川北事務局長、藤木事務局次長(ウェブ)



消防庁は、消防職員委員会の改善にむけて、例年実施している消防職員委員会の運営状況調査項目をはじめ、調査内容の検討を行っており、自治労・全消協は、現行の消防職員委員会の課題や運営状況調査に反映すべき点について、以下の通り指摘した。

現行のルール（法律、基準等）に基づき適正化すべき点

- ◆ 現行の消防組織法および「消防職員委員会の組織及び運営の基準」に沿った委員会運営の徹底
⇒ 消防庁から継続した働きかけを行い、各消防本部の意識向上と運営の底上げが必要
⇒ 首長部局に対する委員会の趣旨および制度の理解の促進の必要

消防職員委員会の運営状況調査について

- ◆ 規模別（大規模、中規模、小規模本部）および形態別（単独、広域）ごとに結果を分析する必要
- ◆ 他本部意見や改善結果の公表。特に、広域消防における消防職員委員会の有効な活用方法の提示の必要

有効に機能している優良事例の紹介

- ◆ 委員会開催前に労働側委員での事前打ち合わせ（時間内の取り扱い）のしくみの奨励

緊急消防援助隊の派遣にかかる手当について

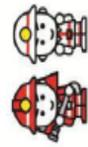
緊急消防援助隊の派遣に係る手当の支給状況調査【総務省消防庁】

- ・各消防本部における緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当の支給状況についての調査を行い、720本部（緊急消防援助隊登録をしていない3本部を除いた717本部）の回答は以下の通り。
- ・調査時点は2024年4月1日。

3 調査結果

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当の支給状況は、以下のとおりであった。

手当の支給要件	団体数
緊急消防援助隊として出動した場合を要件とする手当を支給している	100
管轄区域外に出動した場合（緊急消防援助隊として出動した場合を含む）を要件とする手当を支給している	64
管轄区域内外を問わず消防活動を対象とした手当を支給している	436
手当は支給していない	117
合計	717



緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について

「緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当の支給について」

(令和6年8月1日 消防消第247号・消防広第188号 消防庁消防・救急課長、広域応援室長通知)

- 重大な災害が発生した場所における救助活動等に対する特殊勤務手当について、国家公務員においては災害応急作業等手当が、警察職員においても各団体の条例に基づき同種の手当が支給されており、各消防本部においても、国家公務員に対して支給される手当の状況も勘案し、各団体の条例で適切に定めていただくものである。
- 特に、**緊急消防援助隊は、国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものであり、また、他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成し、災害対応に当たる性格のものである。**
- **したがって、緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当については、国家公務員における危険区域での活動による割増が適用される場合があることも勘案し、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うこと(参考参照)。**
- **手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されること。**

(参考:国家公務員における手当の支給状況)

特殊勤務手当の根拠規定	国家公務員 (一般職)
名称	人事院規則九一三〇 災害応急作業等手当
対象作業	災害現場における被災者の救助等作業 (第19条第1項第3号)
金	通常
	840円/1日 (第19条第2項第3号)
額	大規模災害の場合※1
	1,080円/1日 (第19条第2項)
	大規模災害、かつ危険区域※2 において活動する場合
	2,160円/1日 (第19条第3項第3号)

※1 災害救助法等が適用されるなど大規模災害として人事院が定める災害の場合。

※2 「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域」等で活動する場合。

消防職員の処遇改善にむけて

全消協の取り組み

自治労第98回定期大会「当面の闘争方針」より抜粋

全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現にむけた、処遇改善に取り組みます。

⇒ 単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当の増額（最低目標：日額2,160円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出」します。

自治労の取り組み

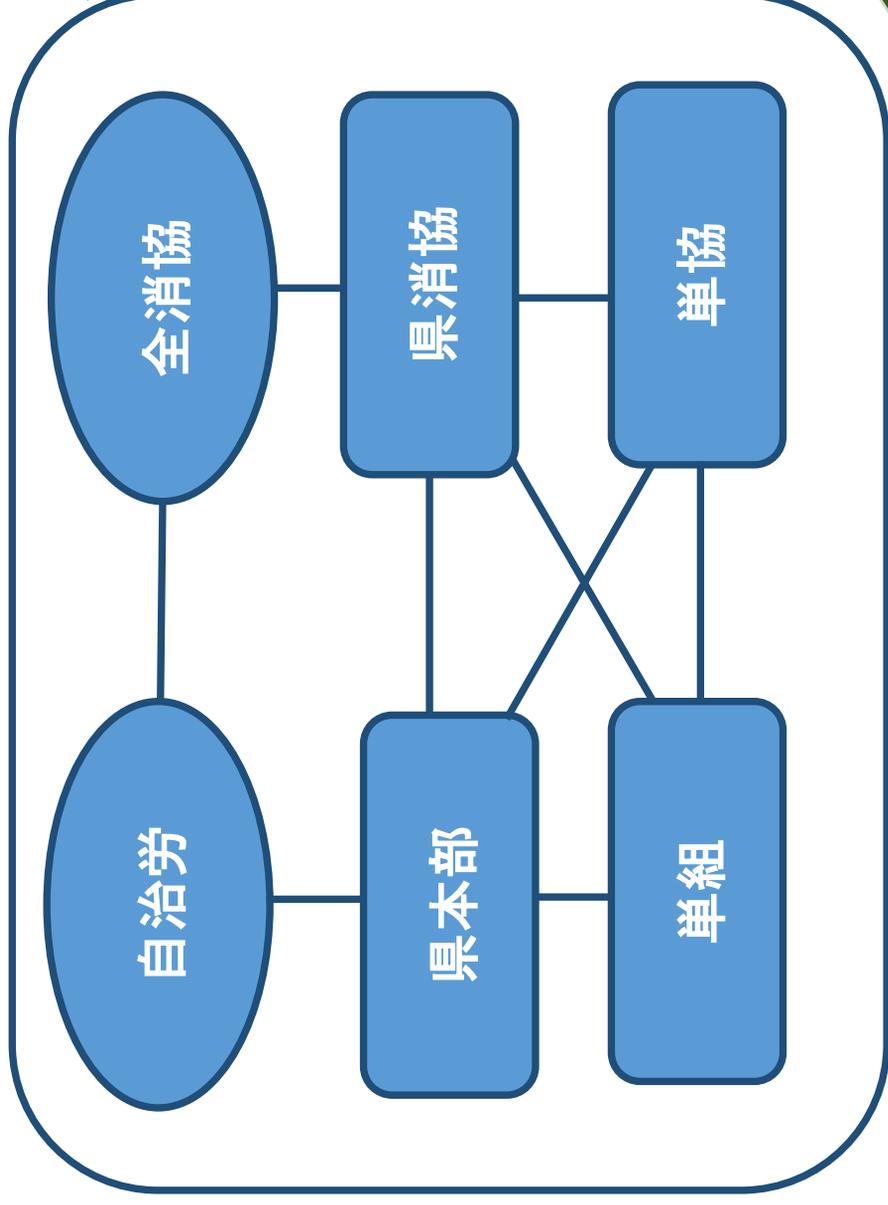
引き続き、自治労は全消協と連携し、処遇改善にむけて、以下の取り組みを進めます。

- ① 本部は、秋に自治労県本部消防担当者会議を開催し、消防職場の課題（手当支給、人員確保等）の共有をはかります。また、県本部は、担当者会議で示された課題を単組と共有します。
- ② 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重すること、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。

また、すでに消防職員委員会が開催済で、処遇改善に関する意見を提出できなかった場合は、年度の後半にも委員会の開催を求めます。

- ③ 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。また、消防職員委員会で意見提出した項目について、確定闘争期における自治体要求項目にも盛り込むこととし、単組は単協とともに当局に要求を行います。

自治労・全消協の連携について



消防職員



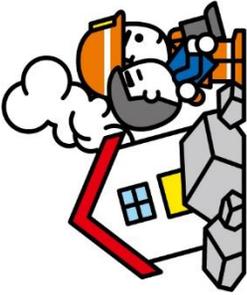
消防職員委員会



消防長



消防庁が「実施が適当」と判断した場合、首長部局と予算折衝することになる



自治体議員

地方議会での質問

市長部局

消防職員委員会における緊援隊特勤手当 の支給に関する意見提出実態調査結果

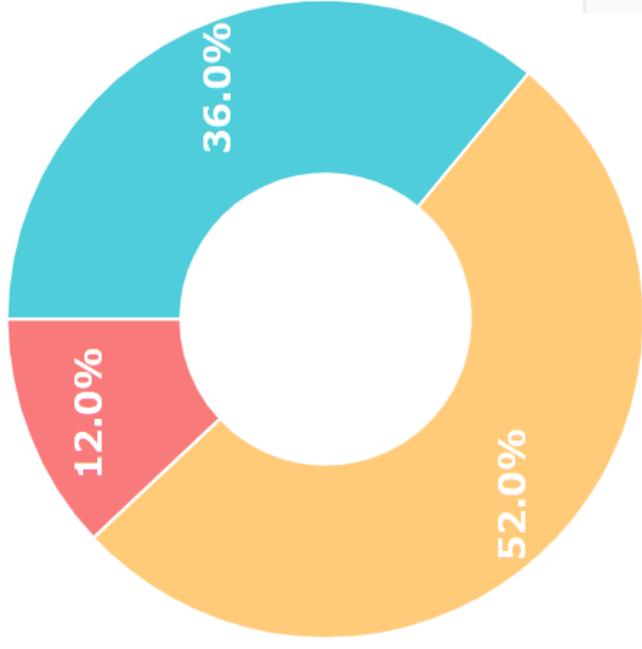
調査対象：全消協四役(6名)、ブロック幹事(9名)

女性連絡会(5名)、ユース部(9名) 計29名

調査期間：9月12～15日

有効回答数：25回答

問1 所属する単協において、今年度の消防職員委員会へ緊援隊出勤の特勤手当の支給について(特勤手当の条例化または条例化している本部は特勤手当の増額)を意見提出しましたか？



● 条例化を要望とする意見を提出した

9 (36.0%)

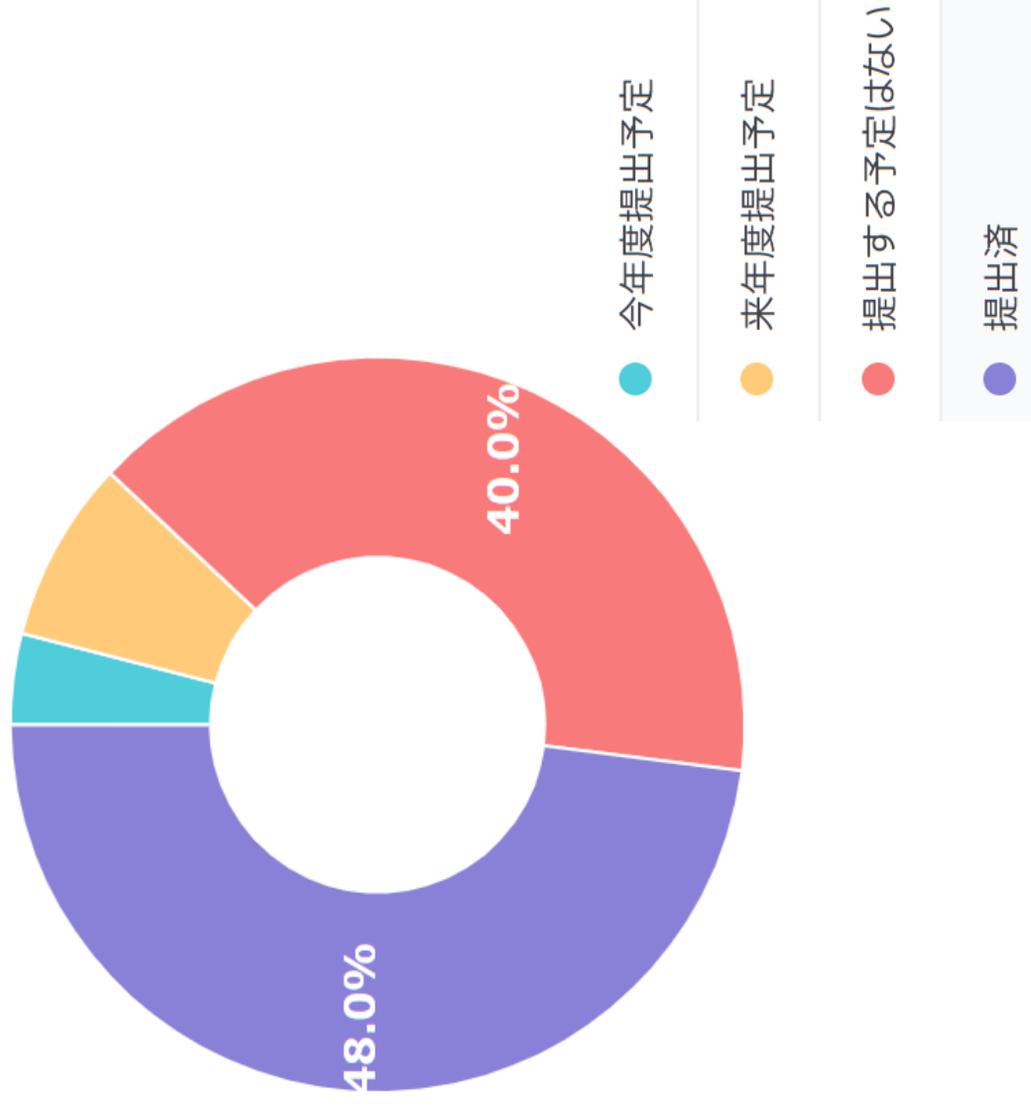
● 提出していない

13 (52.0%)

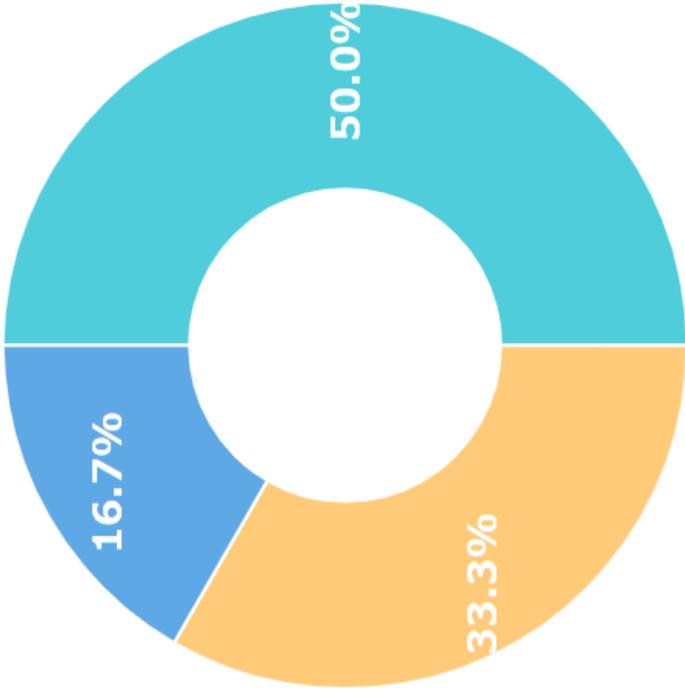
● 増額を要望とする意見を提出した

3 (12.0%)

問2 問1について、今後の対応についてご回答下さい。



問3 問1で提出したと回答された場合のみ回答して下さい。消防職員委員会での処置結果を教えてください。



● 実施が適当である

6 (50.0%)

● 諸課題の検討が必要である

4 (33.3%)

● 実施の必要はない

0

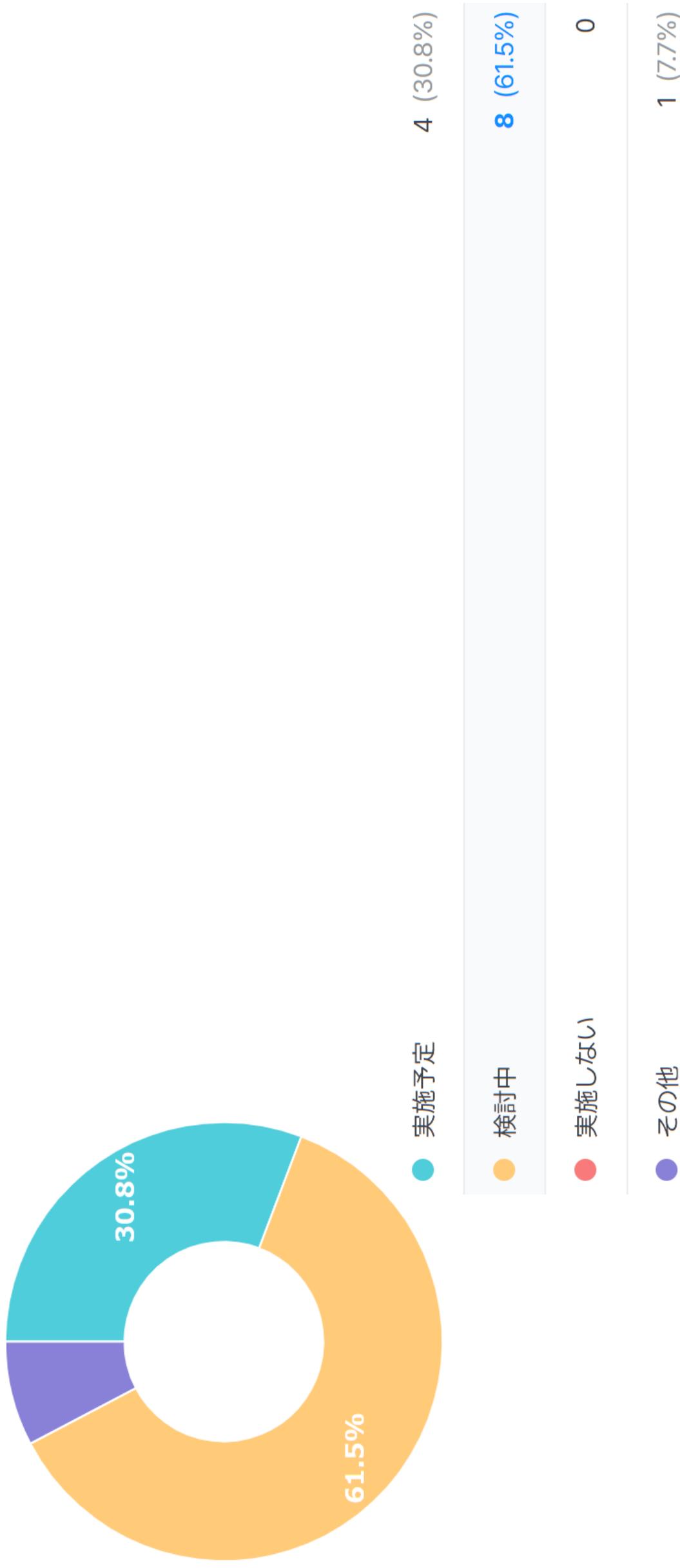
● 現行とおりでよい

0

● その他

2 (16.7%)

問4 消防職員委員会後の消防長の措置結果を教えてください。



問5 意見を提出しなかった理由を教えてください。

- 詳しいことはリサーチ不足ですが、今年、特勤手当での条例改正があり、派遣手当が日当1680円支給が決まりました。そこで近々の増額は厳しいということで、今回は意見書の提出はしなかったと聞いてます。今後は増額の意見書も提出する可能性があるため、今後引き続きの動向を確認します。
- 特勤手当の条例が廃止になったため。
- 緊援隊として、出勤した実績がないため。
- 特勤手当増額予定のため
- 意見提出期限に間に合わなかった
- その他に要望する事があり、その時の雰囲気を見て要望しないと2度と出せなくなってしまう職場なので時期を見た。
- 意見取りまとめ者への提出期限の兼ね合い等。
- 県外出勤時、手当1,080円支給 日当2,200円若しくは時間外手当の支給となるため、金額的にそれほど差違がないため
- 特勤手当に関することが条例に記載がないため
- まず、条例の改正を優先しなければいけないと思ったため
- 既に提出期限が終わっていた。
- 現行で高い水準のため、増額の要望はしていません。緊援隊の際に必要な資機材等装備を同本部の別単協と相談し、来年度あげる予定です。

問6 消防職員委員会によらず、条例化予定または増額予定の場合は、現在の状況を自由記載して下さい。

- 県も今後を検討する方向である為、並行して実施する予定
- まだ公表されてはいませんが、増額に向けて動いていくとのこと
- 組織内市議会議員には手当の現状を伝えており今後さらに話し合いを進める予定
- 現状、1,200円程度を支給されている。
- 日額2,160円で条例化予定
- 市の給与条例の改正タイミングをみなければならぬため諸課題を検討するとなった。
- 行政職の改正に併せて、9月議会へ上程されるのと報告を受けています。



YOKKAICHI Fire Department

処遇改善に向けた
消防職員委員会を活用した取り組み

まち
美しき四日市を、

大切な人を、本気で守る。

四日市の安全・安心を

守ることが私たちの使命です
今この瞬間。このまちを。

24時間、365日、本気で守ります



四日市市消防本部 概要

四日市市消防本部は三重県の北部に位置し、四日市市及び消防事務を委託している三重郡朝日町、川越町を合わせ、1市2町、人口約33万人、総面積 221.21km²を管轄しています。当本部は、消防本部1カ所・消防署3カ所・分署6カ所・出張所2カ所で構成され、消防職員 381名（定数）、消防車両 92 台を配備しています。

令和5年中の火災・救急・救助件数について

火災発生件数	84 件	(昨年より)	+5 (件)
救急出動件数	17,602 件	(昨年より)	+567 (件)
救助出動件数	120 件	(昨年より)	- 35 (件)

四日市市消防本部 庁舎

- 本部…………… 1
- 消防署…………… 3
- 分署…………… 6
- ▲ 出張所…………… 2



消防職員協議会としての取り組み

四日市市消防職員協議会は、10月に第48回定期総会を開催。全消防協とともに歩んできた歴史があります。

**「消防職員委員会は、
消防組織法に定められている消防職員の権利である。」**

消防職員委員会の活用

- ① 各職場の委員および意見取りまとめ者は、執行部を充てる
- ② 組織としての改善に向けた意見の検討
- ③ 会員が提出した意見のフォロー
- ④ 消防職員委員会对策会議の開催

全消協の活動方針に合わせた活動を展開

- 2024年1月1日 能登半島地震が発生
- 3月6日 自治労消防政策議員懇談会を開催
- 3月22日 議員懇出席議員が参議院総務委員会で質問
- 5月16日 「昨今の情勢を鑑みた今後の全消協における当面の活動方針について」を發文
- 5月21日 自治労自治体議員連合2024年度第2回全国学習会
において課題を提起
- 5月28日 岸まぎこ議員が参議院総務委員会で追質問
総務省消防庁は「適切に検討する」と答弁
- 6月10日 緊援隊の特勤手当増額にむけた意見を
消防職員委員会事務局へ提出**
- 6月12日 第1回自治労県本部消防担当者会議を開催
- 7月12日 総務省消防庁に対し要望書を提出

別記様式(第8条関係)

意見書

提出者所属名	情報指令課	意見提出日	令和6年6月10日	※ ² 整理番号
提出者職氏名	川北 研人	※ ¹ 意見取りまとめ者氏名	年 月 日	
意見取りまとめ者氏名		※ ² 受	付 年 月 日	
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い				
四日市市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。				
件名	緊急消防援助隊等手当1種の増額(日額1620円、著しく危険であると認めるときは1620円以内の額を加算)について			
区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設 			
現状	<p>四日市市職員特殊勤務手当支給規則にあるとおり、緊急消防援助隊に出動した場合は、日額840円、任命権者が著しく危険であると認めるときは840円以内の額が加算され支給されている。</p> <p>緊急消防援助隊出動時には、自衛隊等と連携し被災者の救助・救護にあたる。陸上自衛隊は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第14条の規定に基づき、特殊勤務手当を支給している。そして、自衛隊法(昭和29年法律第165号)による災害派遣を命ぜられ、遭難者等の捜索救助等の災害派遣活動に従事した自衛官等に対して、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第9条の7の規定により、特殊勤務手当のうち災害派遣等手当が、作業1日につき1,620円又は3,240円支給されることとなっている。緊急消防援助隊出動時は、消防と自衛隊は同一の目的達成に向け活動し、災害地での活動環境(野営)なども同一な状況であることから同一賃金同一労働であるべきと考えられる。よって、自衛隊の災害派遣手当と同額の日額1620円(著しく危険であると認めるときは1620円以内の額を加算)への増額を要望する。</p>			
意見の内容				

全消協の活動方針に合わせた活動を展開

7月31日 消防職員委員会対策会議を開催

8月1日 総務課長から意見についての説明を求められ対応

8月1日 総務省消防庁から「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」通知

8月6日 事務局（総務課総務係長）との調整会議を開催

8月9日 消防職員委員会の開催

結果：総務省消防庁通知の金額への増額を検討する

8月23日 事務局（総務課総務係長）から8月議会へ上程するとの連絡を受ける

9月 市議会へ上程

(2) 消防吏員が消防組織法に基づいて、災害が発生した市町村に出動した場合の特殊勤務手当の日額を次のとおり改正する。また、改正後の日額は、令和6年1月1日に遡って適用するものとする。

① 緊急消防援助隊等手当の対象業務

- ア 消防組織法に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した県外の市町村に出動した場合において行う応援等の業務
- イ 消防組織法の規定により締結された三重県内消防相互応援協定に基づき、災害が発生した市町村に出動した場合において行う応援等の業務（緊急消防援助隊が出動する規模の災害が発生した場合に限る。）

② 緊急消防援助隊等手当の手当額

手当の区分	改正前	改正後
対象業務に従事したとき	840円	1,080円



ただし、対象業務が次の左欄に該当する場合は以下の額とする。

対象業務に日没時から日出時までに従事したとき	—	1,620円 (50%加算)
対象業務が著しく危険であると認める現場で作業に従事したとき	1,680円 (100%加算)	2,160円 (100%加算)

3 施行期日等

公布の日（令和6年1月1日から適用）

小規模消防本部 単協の取り組み

(管轄人口10万人未満)

～条例化なし⇒**条例制定**へ至った事例～

鳴門市消防職員協議会 永楽 勝久

(全国消防職員協議会 四国幹事)

時系列

- 5月 全消協より発文(当面の活動方針)
- 6月 自治労県本部消防担当者会議にて徳島県内 単協共有
↓
- 7月2日 鳴門市職と鳴門消協 合同三役会にて意見確認
- 7月8日 単協定例会 (意見内容の精査・審議)
- 7月下旬 意見提出 (鳴門市消防職員協議会として連名提出)
- 8月上旬 9月市議会時の条例審議内容へ(消防総務課対応)
- 9月13日 総務文教委員会にて審議
- 9月26日 総務文教委員長から議会提出。同日 条例公布、施行
- 9月30日 消防職員委員会 開催【実施が適当】

条例（新旧対照表）

鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年鳴門市条例第9号）新旧対照表

現行				改正案				備考	
別表（第3条関係）									
特殊勤務手当の種類	単位	金額	支給する職員の範囲	特殊勤務手当の種類	単位	金額	支給する職員の範囲		
7 消防職員の特殊勤務手当	1 箇月	2,000円	火災及び水害等のため現場に出動する日勤の職員	(略)	1 箇月	2,000円	火災及び水害等のため現場に出動する日勤の職員		
								2,500円	火災及び水害等のため現場に出動する隔日勤務の職員
	(新設)			7 消防職員の特殊勤務手当	1 日	2,160円	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市外の地方公共団体に出勤し、消防の応援等に従事した職員		
7 消防職員の特殊勤務手当	1 回	340円	救急自動車で出勤し、救急作業に従事した職員	(略)	1 回	340円	救急自動車で出勤し、救急作業に従事した職員		
								400円	火災及び水害等のため現場に出動した非番の職員
		310円	潜水器具を着用して行う潜水作業		1 時間	310円	潜水器具を着用して行う潜水作業		

考察

- 早期に市職員組合と連携。意見提出を実施したことで消防本部を鼓舞。委員会開催を待たずとも9月議会時の条例審議内容に進めることができた。
- 単協内で提出意見の厳選・内容の精査を図ることで
消防総務課職員の事務負担を削減。条例審議内容提出日まで期日が少ない中、迅速に進めることができた。
- 高い単協組織率(96%)と県本部・市職労・県内単協との連携が好循環を生み出し、早期条例化へ進んだと考える。

消防担当者会議学習会

消防職員と地方財政の仕組み

学習会の進め方

仕組みの前に 30年比較から雰囲気を感じる
資料に見られる

湧く疑問 消防本部ごとの違いは？に答える

最後は提案 じゃあ、結局どうしたらいいのか

やたら難しそう

地方財政の仕組み？

自治労本部に来る前の私も、全くでしたが
でも「食べてみたら大丈夫」

地方財政なんていっても、
自治体が財布をやりくりするための仕組み

つまりは、「入り」と「出」

これだけは大前提

地方交付税 = 税収などの収入で足りない部分

地方交付税で措置 ≠ そのとおり支出する必要

消防で算出された費用を他の事務で使ってもOK
他の事務で算出された費用を消防で使ってもOK
そもそも交付税は無色透明

交付税の仕組み（考え方）

バーチャルA市の財布

入り ① 税収 ② 交付税 ③ その他
 $①+②+③ = \text{歳入}$

②を算定するために、まず歳出を全部計算してみる

⇒**基準財政需要額**

≒10万人が暮らすA市で必要となる歳出予算額

仮定の
世界で

A市の基準財政需要額から①と③を引くと、

足りないお金 = ② = 交付税の額

地方交付税とは足りない分を埋めるための仕組み

財布は

そうはいつでも1741個

1741市区町村→多種多様、同じ自治体はない

どうやって、入りと出を調整するのか

答え→地方財政制度→地方交付税制度

都道府県
は47

具体的な仕組みの説明、その前に

消防職員の人数、賃金は、どう**設定**されているか？

どう変化してきたか？

「設定」

バーチャルなA市のオハナシ

時は1994年、阪神淡路大震災前【別紙資料も】

★消防費 9.3億円（10万人で）

1人当たり
9330円

内訳、積算根拠は、

★消防職員数 115人

★月給 239,300円+諸手当

★1 消防本部、1 消防署、2 出張所
司令長1、司令1、司令補11、士長28

★特殊勤務等手当分 月31,000円

30年後には

2024年、能登半島地震後

☆消防費 11.8億円（26.4%増）

1人当たり
11,800円

内訳、積算根拠は、

☆消防職員数 134人（16.5%増）

☆月給 255,700円（6.8%増）+諸手当

☆1 消防本部、1 消防署、3 出張所

注目！！

司令長5、司令10、司令補22、士長56

☆特殊勤務等手当分 月29,900円（3.5%減）

ちょっと横道

「入り」の雰囲気は分かったけど「出」の実際は？

比べてみた 大中小規模別 2022年決算

	人口	消防費
大 横浜市 (377万人)		449.0億円
中 大牟田市 (11万人)		15.4億円
小 高島市 (4.6万人)		10.6億円

高い？
低い？

	消防職員数	平均給料月額
横浜市	3,638人	305,800円
大牟田市	130人	299,600円
高島市	103人	295,000円

市民10万人あたりに換算すると・・・

	消防職員数	消防費
横浜市	96.4人	11.9億円
大牟田市	118人	14億円
高島市	223人	23億円

どこかで
見た数字...

比較では
高額？

今日は補正係数はやりません

小規模消防本部ほど「かかり増し」・・・面積、人口比
補正係数で何とか調整

消防費関連

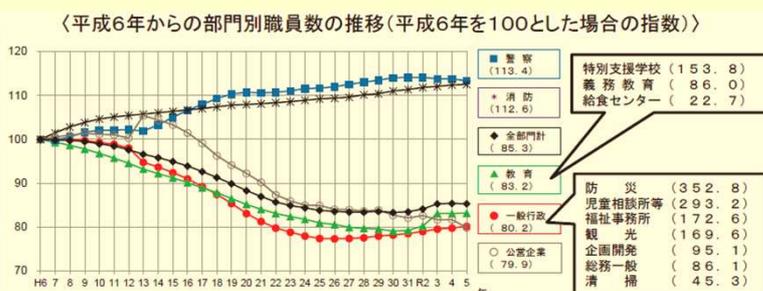
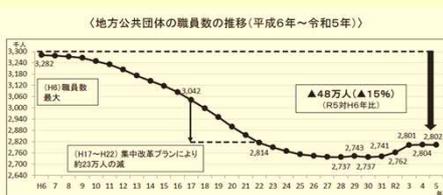
【密度補正】人口が同じでも、人口密度の大小に応じて費用が割安又は割高になるものは人口密度に応じて数値を補正

【態様補正】都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて費用が割高又は割安となるものについて、態容に応じて補正

① 普通態容補正 ア 行政の質量差によるもの

・「都市化の度合いによるもの」市町村を2段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費について割増し。

職員実数推移30年 (総務省資料から)



おまけ的時代比較

30年前

黒電話 公文書B5、B4サイズ 職場喫煙可

採用時男女比10倍以上

1.37倍

初任給 136,500円 (国公-高卒) →188,000円

たまご 70.7 (指数) →135.4 約1.92倍

豚肉 69.1 →113.8 約1.65倍

カップヌードル 155円 →236円 約1.52倍

ビッグマック 380円 →480円 約1.26倍

給与単価比較30年

消防職員 239,300円 → 255,700円 6.8%増

警察職員 296,700円 → 296,500円 0.001%減

「市町村」

部長 430,300円 → 389,100円 9.58%減

課長 374,400円 → 355,100円 5.25%減

職員A 328,600円 → 327,100円 0.45%減

職員B 206,000円 → 212,100円 2.96%増

一旦のまとめ

30年で

- ・ 消防職員数144,885人→166,287人 **14.7%増**
- ・ 交付税措置も **26.4%増**
- ・ 司令長以下の管理職数も相当増（消防力強化？）
- ・ 月給6.8%増（他の職員は増減まちまち）
- ・ 特殊勤務手当等 **削減**

消防職員の

交付税制度上の問題点

- ⇒ 階級に合った給料の措置がされていない
単一設定 = 実際との乖離相当大 警察同様ではあるが・・・
職員Bに若干プラス、職員Aとの差も大
- ⇒ 特殊勤務手当などが勤務実態と乖離（？）
出勤回数の激増

財源が
ない...

結局、自治体財政/人事当局から締め付け強化

交付税の仕組み（再掲）

バーチャルA市の財布

入り ① 税収 ② 交付税 ③ その他
①+②+③ = 歳入

②を算定するために、まず歳出を全部計算してみる

⇒**基準財政需要額**

≒10万人が暮らすA市で必要となる歳出予算額

仮定の
世界で

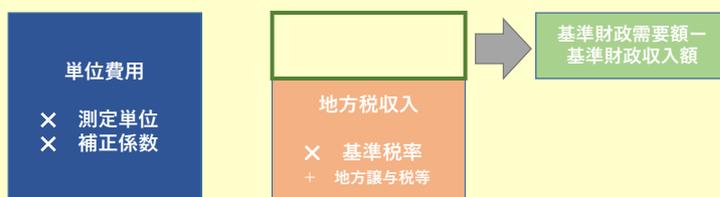
A市の基準財政需要額から①と③を引くと、

足りないお金 = ② = 交付税の額

地方交付税とは足りない分を埋めるための仕組み

交付税の仕組み

基準財政需要額 — 基準財政収入額 = 普通交付税額



自治体財政の実際

地方交付税
に縛りなし
= 一般財源

交付税上算定されている≠現実の世界

→ 幼児医療費・学校給食費無償化に特定の財源なし

自治体によって異なる消防予算→規模比較で確認済み

学習会で・・・

自治体ごとに「予算額・割合」「給料」比較

まとめ 1

地方交付税の仕組みと現実の乖離

↓

消防職員の処遇 ×

消防力の整備指針に基づく職員数 ×

改善の道 基準財政需要額の算定方法

あくまで
一例

→ 単位費用の改善

→ 自治体並み（4区分）への増設、増額

→ 出動回数とあるべき「単価」を基にした算定

まとめ 2

取り組み対象は
組合を想定

そのためには、意見書の提出

- ① 地方議会 自治法99条 → 出したまま
- ② 首長 交付税法17条の4 → 処理方針が必要

例：「交付税の算定において消防職員の給与単価が実態と比較してはるかに低く設定されていることから、警察職員及び職員A程度に引き上げること」

自治労の県本部、単組の毎年の取り組みに追加

まとめ 2

取り組み対象は
消協を想定

- ③ 消防職員委員会への意見提出

「職員数が不足しており、研修や休暇取得に支障があるため、○人の増員をすること」

→ 地方財政の仕組みでは、実数が反映される

- ④ 単協活動の活性化（学習会）

→ 県本部や単組の地財学習会に参加してみる

★★★ 国会 組織内議員などの質疑、省庁対策

平成6年度
地方交付税制度解説
(単位費用篇)

地方交付税制度研究会編

財団法人 地方財務協会

(市町村分)

区 分		経常投資の別	平成6年度 法定単位費用 (A) 円	平成5年度 法定単位費用 (B) 円	(A)-(B) (C) 円	(C)/(B)×100 %		
一	消 防 費	人 口	9,330	9,060	270	3.0		
二 土 木 費	1.道路橋りょう費	道路の面積	111,000	107,000	4,000	3.7		
		道路の延長	投資 772,000	752,000	20,000	2.7		
	2.港 湾 費	港湾分	係留施設の延長	経常 32,600	31,200	1,400	4.5	
			外郭施設の延長	投資 13,200	13,700	△500	△3.6	
		漁港分	係留施設の延長	経常 32,600	31,200	1,400	4.5	
			外郭施設の延長	投資 14,500	14,800	△300	△2.0	
	3.都市計画費	都市計画区域における人口	経常	1,170	1,130	40	3.5	
			投資	1,290	1,270	20	1.6	
	4.公 園 費	人 口	経常	558	533	25	4.7	
			投資	339	334	5	1.5	
		5.下 水 道 費	人 口	経常	153	149	4	2.7
				投資	83	77	6	7.8
6.その他の土木費	人 口	経常	1,430	1,400	30	2.1		
		投資	654	628	26	4.1		
三 教 育 費	1.小 学 校 費	児童数	経常 43,900	43,200	700	1.6		
		学 級 数	経常 778,000	749,000	29,000	3.9		
			投資 611,000	568,000	43,000	7.6		
	2.中 学 校 費	学 校 数	経常	7,754,000	7,361,000	393,000	5.3	
			生徒数	経常 37,300	36,800	500	1.4	
		学 級 数	経常	983,000	953,000	30,000	3.1	
			投資	611,000	568,000	43,000	7.6	
		学 校 数	経常	8,438,000	8,155,000	283,000	3.5	
	3.高 等 学 校 費	教 職 員 数	経常	7,176,000	7,042,000	134,000	1.9	
			生徒数	経常 58,800	54,200	4,600	8.5	
			投資	34,300	31,700	2,600	8.2	
	4.その他の教育費	人 口	経常	6,850	6,700	150	2.2	
投資			357	343	14	4.1		
四 厚 生 労 働 費	1.生活保護費	市 部 人 口	経常 4,450	4,370	80	1.8		
	2.社会福祉費	人 口	経常	5,030	8,580	△3,550	△41.4	
			投資	492	875	△383	△43.8	
	3.保健衛生費	人 口	経常 3,180	7,010	△3,830	△54.6		
	4.高齢者保健福祉費	高 齢 者 人 口	経常	72,100	—	72,100	皆増	
			投資	2,910	—	2,910	皆増	
	5.清 掃 費	人 口	経常 6,800	6,510	290	4.5		

			投資	727	686	41	6.0	
	6.労働費	失業者数	投資	1,285,000	1,248,000	37,000	3.0	
五 産 業 経 済 費	1.農業行政費	農家数	經常	50,000	47,700	2,300	4.8	
			投資	44,200	42,700	1,500	3.5	
	2.商工行政費	人口	經常	1,010	974	36	3.7	
			經常	62,000	57,600	4,400	7.6	
3.その他の産業経済費	林業、水産業及び 鉱業の従業者数		投資	101,000	109,000	△8,000	△7.3	
六 そ の 他 の 行 政 費	1.企画振興費	人口	經常	4,060	3,860	200	5.2	
			投資	1,060	830	230	27.7	
	2.徴税費	世帯数	經常	10,100	9,710	390	4.0	
			經常	4,680	4,620	60	1.3	
	3.戸籍住民基本台帳費	世帯数	經常	11,170	10,670	500	4.7	
			投資	1,940	1,900	40	2.1	
	4.その他の諸費	人口	經常	1,242,000	1,216,000	26,000	2.1	
			投資	516,000	509,000	7,000	1.4	
	七 公 債 費	1.災害復旧費			950	950	0	0.0
		2.辺地対策事業債償還費			800	800	0	0.0
3.地域改善対策特定事業債等償還費			800	800	0	0.0		
4.過疎対策事業債償還費			700	700	0	0.0		
5.公害防止事業債償還費			500	500	0	0.0		
6.地方税減収補てん債償還費			79	83	△4	△4.8		
7.石油コンビナート等債償還費			500	500	0	0.0		
8.地震対策事業債償還費			500	500	0	0.0		
9.地域財政特例対策債償還費			103	108	△5	△4.6		
10.臨時財政特例債償還費			87	87	0	0.0		
八	地域福祉基金費			-	1,890	△1,890	皆減	

第四節 経費別職員数

(単位 人)

(道府県分)

大項目	小項目	平成6年度					平成5年度	比較
		部長	課長	職員A	職員B	計		
一	警察費			158	258	警察官(2,673) 416	警察官(2,673) 416	警察官(0) 0
二	1.道路橋りょう費		1	65	117	183	212	△29
土木費	2.河川費		2	20	24	46	46	0
	3.港湾費		1	14	10	25	20	5
	4.その他の土木費		14	140	90	244	244	0

三 教 育 費	1.小学校費				教職員(8,470)	教職員(8,436)	教職員(34)	
	2.中学校費				教職員(5,313)	教職員(5,277)	教職員(36)	
	3.高等学校費			(1校につき)4	教職員(2,823) (1校につき)4	教職員(2,768) (1校につき)4	教職員(55) (1校につき)0	
	4.特殊教育諸 学校費			(1校につき)7	教職員(907) (1校につき)7	教職員(897) (1校につき)7	教職員(10) (1校につき)0	
	5.その他の教育費	(教育長) 1	13	230	107	教 員(23) 351	教 員(23) 350	教 員(0) 1
四 厚 生 勞 働 費	1.生活保護費			163	16	179	190	△ 11
	2.社会福祉費		4	155	40	199	205	△ 6
	3.衛生費		18	406	176	600	610	△ 10
	4.高齢者保健 福祉費		1	18	7	26	0	26
	5.労働費		4	84	34	122	122	0
五 産 業 経 済 費	1.農業行政費		13	634	258	905	905	0
	2.林野行政費		2	80	66	148	148	0
	3.水産行政費		2	42	38	82	82	0
	4.商工行政費		6	101	50	157	157	0
六 そ の 他 の 諸 費	1.企画振興費		7	88	35	130	129	1
	2.徴税費		5	163	149	317	318	△1
	3.その他の諸費	9	24	383	166	582	582	0

(注) (1) 一般職員以外の職員については、()書で掲げた。(一般職員と併記されている場合は外書きである。
 (2) その他の諸費の職員数は、それぞれ定数合理化(平成6年度にあっては38人減員)前の人員である。

(市町村分)

(単位 人)

大項目	小項目	平成6年度				計 ア	平成5年度 イ	比較 ア-イ
		部長	課長	職員A	職員B			
一	消 防 費				2	消防吏員(115) 2	消防吏員(113) 2	消防吏員(2) 0
二 土 木 費	1.道路橋りょう費			4	5	9	9	0
	2.港湾費		1	14	14	29	22	7
	3.都市計画費		1	4	10	15	15	0
	4.公園費			3	3	6	6	0
	5.その他の土木費		1	8	11	20	20	0
三 教 育 費	1.小学校費				(1校につき)6	(1校につき)6	(1校につき)6	(1校につき)0
	2.中学校費				(1校につき)4	(1校につき)4	(1校につき)4	(1校につき)0
	3.高等学校費				(1校につき)4	(1校につき)4	(1校につき)4	(1校につき)0
	4.その他の教育費	(教育長) 1	4	30	27	教員(24) 62	教員(24) 61	教員(0) 1

総 説

(6)

四 厚生労働費	1.生活保護費		19	2	21	21	0
	2.社会福祉費	1	17	12	30	31	△1
	3.保健衛生費	2	12	11	25	44	△19
	4.高齢者保健福祉費	1	7	22	30	0	30
	5.清掃費	1	5	70	76	76	0
五 産業経済費	1.農業行政費	1	11	11	23	23	0
	2.商工行政費	1	3	4	8	8	0
	3.その他の産業経済費		1	1	2	2	0
六 その 他 の 政 費 の	1.企画振興費	2	10	10	22	22	0
	2.徴税費	2	25	16	43	43	0
	3.戸籍住民基本台帳費	1	15	7	23	23	0
	4.その他の諸費(人口) // (面積)	4	6	48	90	90	0
				1	1	0	

- (注) (1) 一般職員以外の職員については、()書で掲げた。(一般職員と併記されている場合は外書きである。)
(2) その他の諸費の職員数は、それぞれ定数合理化(平成6年度にあつては3人減員)前の人員である。

第五節 職員給与費統一単価積算基礎及び職種別給与費単価積算内訳

1 職員給与費統一単価積算基礎

(1) 本 俸

区 分	摘 要	道 府 県		市 町 村		
		平成6年度	平成5年度	平成6年度	平成5年度	
給 料	一般職員	部 長 職(1人当たり月額)	466,500	458,700	430,300	415,800
		課 長 職()	395,700	388,800	374,400	367,700
		職 員 A()	338,100	329,500	328,600	322,600
		職 員 B()	206,000	201,500	206,000	201,500
小 学 校 教 職 員	教 職 員	校 長()	480,600	472,500	—	—
		教 頭()	440,700	435,900	—	—
		教 諭()	294,600	286,000	—	—
		事 務 職 員()	261,300	250,400	—	—
		学校栄養職員()	273,400	264,200	—	—
中 学 校 教 職 員	教 職 員	校 長()	483,000	474,400	—	—
		教 頭()	442,600	436,500	—	—
		教 諭()	293,900	286,100	—	—
		事 務 職 員()	277,800	266,000	—	—
		学校栄養職員()	276,800	266,000	—	—

高等学校 教職員	校長(〃)	474,300	465,600	474,300	465,600
	教頭(〃)	446,000	436,700	446,000	436,700
	教諭(〃)	325,400	316,500	331,700	323,000
	実習助手(〃)	208,700	204,300	208,700	204,300
特殊教育諸 学校教職員	校長(〃)	507,600	500,200	—	—
	教頭(〃)	469,900	463,100	—	—
	教諭・察母(〃)	313,700	305,600	—	—
	実習助手(〃)	208,700	204,300	—	—
	事務職員(〃)	302,500	292,500	—	—
その他の 教職員	学校栄養職員(〃)	276,500	270,900	—	—
	教育長(〃)	544,100	519,700	438,300	419,600
	幼稚園長(〃)	—	—	323,500	316,200
	〃 教頭(〃)	—	—	278,600	262,400
	〃 教諭(〃)	—	—	233,600	229,000
警察職員	警察官(〃)	296,700	288,700	—	—
消防職員	消防吏員(〃)	—	—	239,300	235,200

(2) 職員手当等

区分	摘要	道府県		市町村	
		平成6年度	平成5年度	平成6年度	平成5年度
扶養 手当	一般職員 (1人当たり月額)	12,903	12,509	11,666	11,310
	教育職員 小学校教職員(〃)	5,473	5,218	—	—
	中学校教職員(〃)	7,602	7,220	—	—
	高等学校教員(〃)	11,688	11,331	12,676	12,289
	特殊教育諸 学校教職員(〃)	5,829	5,457	—	—
	警察職員 警察官(〃)	18,341	17,781	—	—
	消防職員 消防吏員(〃)	—	—	17,236	16,710
管理職 手当	一般職員 部長(給料月額)	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{16}{100}$	$\frac{16}{100}$
	課長(〃)	$\frac{16}{100}$	$\frac{16}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{12}{100}$
	義務教育 職員 校長(〃)	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$	—	—
	教頭(〃)	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{8}{100}$	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{8}{100}$	—	—
	高校教職員 校長(〃)	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$	$\frac{14}{100} \cdot \frac{12}{100}$

		教 頭 (")	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100}$	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100}$	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100}$	$\frac{12}{100} \cdot \frac{10}{100}$
管理職 特別勤 務手当	一般職員	部長(1人当たり年額)	12,000	12,000	8,000	8,000
		課長(")	8,000	8,000	6,000	6,000
	義務教育職	校長(")	6,000	6,000	—	—
		教頭(")	{ 6,000 4,000	{ 6,000 4,000	—	—
	高等学校教職	校長(")	6,000	6,000	6,000	6,000
		教頭(")	4,000	4,000	4,000	4,000
	特殊教育 諸学校教職	校長(")	6,000	6,000	—	—
	教頭(")	{ 6,000 4,000	{ 6,000 4,000	—	—	
時間外 手当	一般職員	(部長及び課長を除く) (給料年額)	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$
	教育職員	事務職員及び(") 学校栄養職員	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$
	警察職員	警察官(")	$\frac{12}{100}$	$\frac{12}{100}$	—	—
	消防職員	消防吏員(")	—	—	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
期末勤 勉手当	全職員	期末手当(給料+扶養手 当月額等)	4.10月	4.25月	4.10月	4.25月
		勤勉手当(")	1.2月	1.2月	1.2月	1.2月
		計(")	5.30月	5.45月	5.30月	5.45月
退 職 手 当	一般職員	(給料年額)	$\frac{161.0}{1,000}$	$\frac{169.6}{1,000}$	$\frac{132.5}{1,000}$	$\frac{133.9}{1,000}$
	義務教育職	小学校(")	$\frac{231}{1,000}$	$\frac{231}{1,000}$	—	—
		中学校(")	$\frac{231}{1,000}$	$\frac{231}{1,000}$	—	—
	その他の 教 職 員	(")	$\frac{161.0}{1,000}$	$\frac{169.6}{1,000}$	$\frac{132.5}{1,000}$	$\frac{133.9}{1,000}$
	警察職員	(")	$\frac{161.0}{1,000}$	$\frac{169.6}{1,000}$	—	—
	消防職員	(")	—	—	$\frac{132.5}{1,000}$	$\frac{133.9}{1,000}$
基 金 負 担 金	一般職員	(給料総額-退職手当-共済組 合負担金・年額)	$\frac{0.94}{1,000}$	$\frac{0.94}{1,000}$	$\frac{1.06}{1,000}$	$\frac{1.06}{1,000}$
	義務教育職	(")	$\frac{0.68}{1,000}$	$\frac{0.68}{1,000}$	—	—
	高等学校教職	教 員(")	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$
		事務職員(")	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$	$\frac{0.89}{1,000}$

	警察職員	警察官及び事務職員(")	2.73 1,000	2.73 1,000	—	—
	消防職員	消防吏員(")	—	—	1.23 1,000	1.23 1,000
共済組合 負担金	地方職員組合	一般職員(給料年額)	短期 長期 追加費用 48.5+113.4+143.8 1,000	短期 長期 追加費用 48.5+106.8+145.7 1,000	短期 長期 追加費用 54.2+113.4+78.3 1,000	短期 長期 追加費用 55.0+106.8+83.8 1,000
			305.7 1,000	301.0 1,000	245.9 1,000	245.6 1,000
	公立学校 共済組合	教職員(義務制)	44.2+113.4+190.3 1,000	42.7+106.8+188.7 1,000	—	—
		教職員(非義務制)	44.2+113.4+90.4 1,000	42.7+106.8+90.7 1,000	44.2+113.4+80.4 1,000	42.7+106.8+90.7 1,000
	警察共済組合	警察官(")	52.75+113.4+150.7 1,000	52.75+106.8+141.5 1,000	—	—
			316.85 1,000	301.05 1,000	—	—
共済事務費	地方職員組合	(1人当たり年額)	345 円	345 円	10,700 円	10,440 円
	公立学校共済組合	(")	345	345	345	345
	警察共済組合	(")	345	345	—	—
通手 勤当	一般職員	(1人当たり月額)	10,323 円	10,183 円	6,110 円	6,027 円
	義務教育職員	小学校(")	5,348	5,150	—	—
		中学校(")	5,913	5,732	—	—
	高等学校教職員	教職員(")	7,353	7,253	10,366	10,226
		事務職員(")	10,323	10,183	6,110	6,027
	特殊教育諸学校教職員	教職員(")	8,130	7,972	—	—
	警察職員	警察官(")	8,703	8,585	—	—
消防職員	消防吏員(")	—	—	7,443	7,342	
宿日直当 手当	日直手当	(1人1回)	3,200 円	3,200 円	3,200 円	3,200 円
住居当 手当	一般職員	(1人当たり月額)	4,098 円	3,847 円	4,530 円	4,253 円

総 説

(10)

義務教育職	小学校()	3,375	3,211	—	—
	中学校()	4,534	4,236	—	—
高等学校教職	教員()	4,805	4,512	4,805	4,512
	事務職員()	4,098	3,847	4,530	4,253
特殊教育諸学校教職	職員()	4,433	4,205	—	—
警察職員	警察官()	4,225	3,966	—	—
消防職員	消防吏員()	—	—	5,786	5,432

(注) 管理職手当、退職手当及び基金負担金の義務教育職員には、特殊教育諸学校の小中学部の教職員を、基金負担金の高等学校教職員には、特殊教育諸学校の高等部の教職員を含む。

2 職種別給与費単価積算内訳

(道府県分)

部長級		
区分	年額	積算の基礎
1. 給料	5,598,000円	466,500円×12月
2. 扶養手当	154,840	12,903円×12月
3. 管理職手当	1,399,500	5,598,000円× $\frac{25}{100}$
4. 管理職特別勤務手当	12,000	
5. 期末勤勉手当	3,653,440	$(466,500円 + 12,903円 + 466,500円 \times \frac{25+20}{100}) \times 5.30月$
6. 退職手当	901,280	5,598,000円× $\frac{161.0}{1,000}$
7. 基金負担金	10,330	10,990,840円× $\frac{0.94}{1,000}$
8. 共済組合負担金	1,711,650	5,598,000円× $\frac{305.7}{1,000}$ + 345円
9. 通勤手当	123,880	10,323円×12月
10. 住居手当	49,180	4,098円×12月
計	13,610,000	
課長級		
区分	年額	積算の基礎
1. 給料	4,748,400円	395,700円×12月
2. 扶養手当	154,840	12,903円×12月
3. 管理職手当	759,740	4,748,400円× $\frac{16}{100}$
4. 管理職特別勤務手当	8,000	
5. 期末勤勉手当	2,480,180	$(395,700円 + 12,903円 + 395,700円 \times \frac{15}{100}) \times 5.30月$

6. 退職手当	764,490	$4,748,400円 \times \frac{161.0}{1,000}$
7. 基金負担金	7,830	$8,324,220円 \times \frac{0.94}{1,000}$
8. 共済組合負担金	1,451,930	$4,748,400円 \times \frac{305.7}{1,000} + 345円$
9. 通勤手当	123,880	10,323円×12月
10. 住居手当	49,180	4,098円×12月
計	10,550,000	

職員 A

区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	4,057,200	338,100円×12月
2. 扶 養 手 当	154,840	12,903円×12月
3. 時 間 外 手 当	243,430	$4,057,200円 \times \frac{6}{100}$
4. 期 末 勤 勉 手 当	2,020,600	$(338,100円 + 12,903円 + 338,100円 \times \frac{8.945}{100}) \times 5.30月$
5. 退 職 手 当	653,210	$4,057,200円 \times \frac{161.0}{1,000}$
6. 基 金 負 担 金	6,250	$6,649,130円 \times \frac{0.94}{1,000}$
7. 共 済 組 合 負 担 金	1,240,630	$4,057,200円 \times \frac{305.7}{1,000} + 345円$
8. 通 勤 手 当	123,880	10,323円×12月
9. 住 居 手 当	49,180	4,098円×12月
計	8,550,000	

職員 B

区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	2,472,000	206,000円×12月
2. 扶 養 手 当	154,840	12,903円×12月
3. 時 間 外 手 当	148,320	$2,472,000円 \times \frac{6}{100}$
4. 期 末 勤 勉 手 当	1,160,190	$(206,000円 + 12,903円) \times 5.30月$
5. 退 職 手 当	397,990	$2,472,000円 \times \frac{161.0}{1,000}$
6. 基 金 負 担 金	3,860	$4,108,410円 \times \frac{0.94}{1,000}$
7. 共 済 組 合 負 担 金	756,040	$2,472,000円 \times \frac{305.7}{1,000} + 345円$
8. 通 勤 手 当	123,880	10,323円×12月
9. 住 居 手 当	49,180	4,098円×12月
計	5,270,000	

総 説

(市町村分)

部長級		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	5,163,600 ^円	430,300円×12月
2. 扶 養 手 当	139,990	11,666円×12月
3. 管 理 職 手 当	826,180	$5,163,600円 \times \frac{16}{100}$
4. 管理職特別勤務手当	8,000	
5. 期 末 勤 勉 手 当	2,684,510	$(430,300円 + 11,666円 + 430,300円 \times \frac{15}{100}) \times 5.30月$
6. 退 職 手 当	684,180	$5,163,600円 \times \frac{132.5}{1,000}$
7. 基 金 負 担 金	9,490	$8,949,960円 \times \frac{1.06}{1,000}$
8. 共 済 組 合 負 担 金	1,280,430	$5,163,600円 \times \frac{245.9}{1,000} + 10,700円$
9. 通 勤 手 当	73,320	6,110円×12月
10. 住 居 手 当	54,360	4,530円×12月
計	10,920,000	
課長級		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	4,492,800 ^円	374,400円×12月
2. 扶 養 手 当	139,990	11,666円×12月
3. 管 理 職 手 当	539,140	$4,492,800円 \times \frac{12}{100}$
4. 管理職特別勤務手当	6,000	
5. 期 末 勤 勉 手 当	2,244,580	$(374,400円 + 11,666円 + 374,400円 \times \frac{10}{100}) \times 5.30月$
6. 退 職 手 当	595,300	$4,492,800円 \times \frac{132.5}{1,000}$
7. 基 金 負 担 金	8,000	$7,550,190円 \times \frac{1.06}{1,000}$
8. 共 済 組 合 負 担 金	1,115,480	$4,492,800円 \times \frac{245.9}{1,000} + 10,700円$
9. 通 勤 手 当	73,320	6,110円×12月
10. 住 居 手 当	54,360	4,530円×12月
計	9,270,000	
職員 A		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	3,943,200 ^円	328,600円×12月
2. 扶 養 手 当	139,990	11,666円×12月

3. 時間外手当	236,590	$3,943,200円 \times \frac{6}{100}$
4. 期末勤勉手当	1,948,660	$(328,600円 + 11,666円 + 328,600円 \times \frac{8.340}{100}) \times 5.30月$
5. 退職手当	522,470	$3,943,200円 \times \frac{132.5}{1,000}$
6. 基金負担金	6,780	$6,396,120円 \times \frac{1.06}{1,000}$
7. 共済組合負担金	980,330	$3,943,200円 \times \frac{245.9}{1,000} + 10,700円$
8. 通勤手当	73,320	6,110円 × 12月
9. 住居手当	54,360	4,530円 × 12月
計	7,910,000	

職員 B		
区分	年額	積算の基礎
1. 給料	2,472,000円	206,000円 × 12月
2. 扶養手当	139,990	11,666円 × 12月
3. 時間外手当	148,320	$2,472,000円 \times \frac{6}{100}$
4. 期末勤勉手当	1,153,630	$(206,000円 + 11,666円) \times 5.30月$
5. 退職手当	327,540	$2,472,000円 \times \frac{132.5}{1,000}$
6. 基金負担金	4,280	$4,041,620円 \times \frac{1.06}{1,000}$
7. 共済組合負担金	618,570	$2,472,000円 \times \frac{245.9}{1,000} + 10,700円$
8. 通勤手当	73,320	6,110円 × 12月
9. 住居手当	54,360	4,530円 × 12月
計	4,990,000	

第六節 特別職（常勤）給与費単価

(道府県分)

区分	知事	副知事	出納長	監査委員
本俸 (月額) A	1,222,000円	912,000円	769,000円	588,000円
” (年額) B	14,664,000	10,944,000	9,228,000	7,056,000
期末手当 C	7,264,790	5,421,840	4,571,710	3,495,660
退職手当 D	2,360,900	1,761,980	1,485,710	1,136,020
基金負担金 E	20,610	15,380	12,970	9,920
共済組合負担金 F	4,483,130	3,345,930	2,821,350	2,157,360
通勤手当 G	—	—	—	61,940

総説

(14)

第一節 消 防 費

担当 南部事務官

第一項 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

- 1 消防費の測定単位は、「人口」である。
- 2 標準団体の規模は人口100,000人と想定し、常備消防及び非常備消防を併設するものとし、それぞれの人員及び設備を定めることとしている。
- 3 単位費用は、標準団体における一般財源所要額を933,485千円と見込み、9,330円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 週40時間勤務体制への移行による消防力の充実・確保のため、消防吏員を2名増員したこと。
- 2 救急業務の充実・強化に資するため、救急業務費を充実したこと。
 - (1) 救急業務の高度化のための所要備品等の充実。
 - (2) 住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進するための経費の充実。
- 3 消防団の活性化に資するため、団員報酬、出動手当等を引き上げることとしたこと。
- 4 その他一般行政経費について所要の改定を行ったこと。

第三 行政事務内容

細 目	細 節	行 政 事 務 内 容	根 拠 法 令
1 常備消防費	(1)常備消防費	(1) 消防用設備、機械器具、水利等の整備に関する事務	消防組織法 消防法
		(2) 屋外の行為又は放置物件に対する火災予防のための措置命令に関する事務	消防法
		(3) 火災予防のための立入検査等に関する事務	〃
		(4) 防火対象物に対する火災予防又は危険防止のための措置命令に関する事務	〃
		(5) 建築許可等に対する同意に関する事務	〃
		(6) 火災発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用の取締りに関する事務	〃
		(7) 危険物の判定及び危険物の貯蔵、運搬その他の取扱いの取締りに関する事務	〃
		(8) 特殊防火対象物の消防用設備等に対する措置命令に関する事務	〃
		(9) 火災警報の発令等に関する事務	〃
		(10) 消火活動に関する事務	〃
		(11) 火災の原因及び損害の調査に関する事務	〃
		(12) 液化石油ガスに関する予防査察、意見書の作成等に関する事務	液化石油ガス法
		(13) その他市町村消防に関する事項に関する事務	消防組織法

2非常備消防費	(2)救急業務費 非常備消防費	(1) 救急業務の実施に関する事務 (1)常備消防費の(7)及び(2)並びに(2)救急業務費を除き1.常備消防費に準ずる。	消防法
---------	--------------------	--	-----

第四 標準団体行政規模

項 目	行政規模	項 目	行政規模
人 口	100,000人		
(1)常備消防関係		(2)非常備消防関係	
消防本部	同一建物で階上階下を使用 1本部 1署 (建物延面積1,750m ²)	分 団 数	14分団
消 防 署		団 員 数	563人
出張所	2所(建物延面積850m ²)	団 長	1人
消防ポンプ自動車		副 団 長	2人
水そう付消防ポンプ自動車	2台	分 団 長	14人
はしご付消防ポンプ自動車	1台	副分団長	14人
化学消防ポンプ自動車	1台	部長・班長	70人
普通消防ポンプ自動車	4台(うち1台は予備車)	団 員	462人
救助工作車	1台	普通消防ポンプ自動車	11台
高規格救急自動車	3台(うち1台は予備車)	小型動力ポンプ付積載車	3台
指揮広報車	1台	小型動力ポンプ	14台
予防査察車	1台		
防火水そう	150基		
消防専用電話装置	14機		
消防緊急通信指令施設	1セット		

第五 職員配置 (単位 人)

区 分	消 防 吏 員							技術吏員	職員B	合 計
	消防長	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士	小 計			
消 防 本 部	1	1	1	1	5	7	16	(兼1)	2	18(兼1)
消 防 署	—	(兼1)	—	4	10	30	44(兼1)	—	—	44(兼1)
A 出張所	—	—	—	3	8	21	32	—	—	32
B 出張所	—	—	—	3	5	15	23	—	—	23
計	1	1(兼1)	1	11	28	73	115(兼1)	(兼1)	2	117(兼2)

第六 単位費用算定の基礎

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (A)÷ 100,000人
			国庫支出金等	手数料	小計		
1:常備消防費	(1)常備消防費	701,940	15,695	3,100	18,795	683,145	円 6,831
	(2)救急業務費	145,532	448	—	448	145,084	1,451
2:非常備消防費	非常備消防費	76,585	2,892	—	2,892	73,693	737
3:給与改善費		11,140	—	—	—	11,140	111
4:追加財政需要額		20,423	—	—	—	20,423	204
合計		955,620	19,035	3,100	22,135	933,485	9,330
内訳	給与費	753,726	—	—	—	753,726	7,537
	給与改善費	11,140	—	—	—	11,140	111
	追加財政需要額	20,423	—	—	—	20,423	204
	その他の	170,331	19,035	3,100	22,135	148,196	1,482

第二項 標準団体行政経費積算内容

経常経費

細目	1 常備消防費	細節	(1) 常備消防費
----	---------	----	-----------

歳出

経費区分	経費	積算内容
報酬 給与費	千円 42	産業医 42千円
	623,014	消防吏員 $5,970,000円 \times 97人 = 579,090千円$
		職員 B $4,990,000円 \times 2人 = 9,980千円$
		夜間勤務手当 $1,380円 \times 0.25 \times 15,330時間 = 5,289千円$
		休日給 20,951千円
		特殊勤務手当
		出動手当 機関員 $510円 \times 延2,000人 \times \frac{1}{5} = 204千円$
		救助隊員 $510円 \times 144人 = 73千円$
		はしご隊員等 $510円 \times 144人 = 73千円$
		その他 $380円 \times (延2,000人 \times \frac{4}{5} - 288人) = 499千円$
		出火出動割増手当 76千円
夜間特殊業務手当 6,779千円		
報償費 300	消防長表彰等 300千円	
旅費 4,135	上京旅費 $49,850円 \times 2人 \times 2回 = 199千円$	

(327)

市消防費

		県内出張旅費	$7,190円 \times 2人 \times 7回 =$	101千円
		管内旅費		
		防火対象物立入検査等		629千円
		危険物施設等立入検査等		494千円
		住宅防火診断旅費		633千円
		ハロン貯蔵施設指導等		78千円
		備品購入旅費	$22,120円 \times 2人 \times 2回 =$	88千円
		講師派遣旅費		5千円
		研修旅費(消防大学校等・安全運転指導者養成)		1,908千円
需用費	14,488	被服費	$53,400円 \times 97人 =$	5,180千円
		建物修繕費	$520円 \times 2,600m^2 =$	1,352千円
		自動車修繕料(部品代含む。)		3,644千円
		自動車燃料費		2,168千円
		消火薬剤費	$1,600 \ell \times 641円 \times \frac{1}{3} =$	342千円
		特別健康診断費等(B型肝炎ワクチン接種経費を含む。)		250千円
		安全装備品		214千円
		その他の需用費(防火基準適合表示マークに係る経費等を含む。)		1,338千円
役務費	5,273	通信運搬費		1,435千円
		火災予防運動新聞広告その他		152千円
		寝具乾燥消毒費	$1,920円 \times 2回 \times 12月 \times 80組 =$	3,686千円
使用料及び賃借料	20			20千円
備品購入費	43,575	水そう付消防ポンプ自動車(1/3)	$10,681千円 \times 2台 \times \frac{1}{6} =$	3,560千円
		化学消防ポンプ自動車(1/3)	$19,872千円 \times 1台 \times \frac{1}{10} =$	1,987千円
		普通消防ポンプ自動車(1/3)	$8,889千円 \times 4台 \times \frac{1}{6} =$	5,926千円
		はしご付消防ポンプ自動車(1/3)	$62,934千円 \times 1台 \times \frac{1}{10} =$	6,293千円
		救助工作車(1/3)	$13,133千円 \times \frac{1}{10} =$	1,313千円
		救助用資機材(1/3)	$15,038千円 \times \frac{1}{5} =$	3,008千円
		携帯無線	$237千円 \times 9台 \times \frac{1}{6} =$	356千円
		消防緊急通信指令施設(1/3)	$34,786千円 \times \frac{1}{10} =$	3,479千円
		消防専用電話装置(1/3)	$494千円 \times 11機 \times \frac{1}{6} =$	906千円
		防火水そう(1/3)	$2,871千円 \times 150ヶ所 \times \frac{1}{50} =$	8,613千円

		指揮広報車							
		<table border="0"> <tr> <td>ライトバン</td> <td>$1,300千円 \times \frac{1}{6} =$</td> <td>217千円</td> </tr> <tr> <td>放送機器</td> <td>$430千円 \times \frac{1}{6} =$</td> <td>72千円</td> </tr> </table>	ライトバン	$1,300千円 \times \frac{1}{6} =$	217千円	放送機器	$430千円 \times \frac{1}{6} =$	72千円	
ライトバン	$1,300千円 \times \frac{1}{6} =$	217千円							
放送機器	$430千円 \times \frac{1}{6} =$	72千円							
		予防査察車	$1,300千円 \times \frac{1}{6} = 217千円$						
		化学防護服	$206千円 \times 12人 \times \frac{1}{4} = 618千円$						
		寝具等購入費	$80組 \times \frac{1}{2} \times 12; 300円 \times \frac{1}{3} = 164千円$						
		温水シャワー	$127千円 \times 3ヶ所 \times \frac{1}{3} = 127千円$						
		勤務環境整備費	$573千円 \times 3ヶ所 \times \frac{1}{4} = 430千円$						
		訓練体力錬成用備品	$8,800千円 \times \frac{1}{5} = 1,760千円$						
		隔日制勤務職員用備品	$2,989千円 \times \frac{1}{5} = 598千円$						
		防護服放射性物質災害等対策用資機材	1,195千円						
		危険物判定用備品	157千円						
		住宅防火診断用備品	$781千円 \times \frac{1}{5} = 156千円$						
		その他(ホース、吸水管、水利標識、保安帽、救助用具等)	2,423千円						
負担金、補助及び交付金	323	常備消防関係諸負担金	323千円						
繰出金	10,770	公営企業水道会計繰出金	10,770千円						
歳出計a	701,940								

歳入

科目	金額	積算内容
国庫支出金	11,695千円	消防防災設備整備費補助金等
県支出金	4,000	消防施設等整備費補助金
使用料及び手数料	3,100	危険物製造所等設置許可手数料等
歳入計b	18,795	

差引一般財源

a - b	683,145千円
-------	-----------

細目	1 常備消防費	細節	(2) 救急業務費
----	---------	----	-----------

歳 出

経費区分	経費	積算内容
給与費	千円 115,274	消防吏員 $5,970,000円 \times 18人 = 107,460千円$
		休日給 4,453千円
		特殊勤務手当
		出場手当 機関員 $380円 \times 1,700回 \times 1人 = 646千円$
		その他 $240円 \times 1,700回 \times 1人 = 408千円$
		救急救命士 $510円 \times 1,700回 \times 1人 = 867千円$
		夜間特殊業務手当 1,440千円
		救急嘱託医報酬 1,140千円
		講習会講師謝金(応急手当普及講習会等)
		報 酬 費
報 償 費	1,514	医療機関連携対策関係経費 1,137千円
旅 費	740	研 修 旅 費(消防大学校等、安全運転指導者養成) 456千円
		応急手当普及啓発、指導者養成講習会旅費 284千円
需 用 費	7,125	被 服 費 $111,300円 \times 18人 = 2,003千円$
		特別健康診断費等(B型肝炎ワクチン接種経費を含む。) 179千円
		自動車修繕料(部品代含む) 763千円
		自動車燃料費 729千円
		感染防止用器材 349千円
		その他の需用費(応急手当普及啓発費等) 3,102千円
		通信運搬費(自動車電話使用料を含む) 364千円
復具乾燥消毒費 $1,920円 \times 2回 \times 12月 \times 17組 = 783千円$		
役 務 費	1,147	薬 品 費 159千円
原 材 料 費	159	高規格救急車 $18,000千円 \times 3台 \times \frac{1}{5} = 10,800千円$
備 品 購 入 費	18,433	消防専用電話装置 $494千円 \times 3機 \times \frac{1}{5} = 296千円$
		応急手当普及啓発資機材 1,134千円
		放射性物質災害等対策用資機材 251千円
		寝具等購入費 $17組 \times \frac{1}{2} \times 12,300円 \times \frac{1}{3} = 35千円$
		感染防止用備品 361千円
		高度応急処置資機材 5,376千円
		その他の備品費(保安帽、救急用資機材費等) 180千円
		歳 出 計

科 目	経 費	積 算 内 容
国庫支出金 b	千円 448	消防防災設備整備費補助金

令和6年度

地方交付税制度解説

(単位費用篇)

— 含 地方特例交付金制度解説 —

地方交付税制度研究会編

一般財団法人 地方財務協会

(市町村分)

1 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		令和6年度 単位費用 (A)	令和5年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
一	消 防 費	人 口	11,800	11,600	200	1.7
二 土 木 費	1.道路橋りょう費	道路の面積 道路の延長	71,900 188,000	71,400 189,000	500 -1,000	0.7 -0.5
	2.港湾費	港湾{ 係留施設の延長 外郭施設の延長	28,300 5,200	28,000 5,310	300 -110	1.1 -2.1
		漁港{ 係留施設の延長 外郭施設の延長	10,000 3,260	10,000 3,400	0 -140	0.0 -4.1
		3.都市計画費	都市計画区域における人口	981	969	12
	4.公園費	人 口 都市公園の面積	538 37,600	530 37,300	8 300	1.5 0.8
	5.下水道費	人 口	105	103	2	1.9
6.その他の土木費	人 口	1,420	1,380	40	2.9	
三 教 育 費	1.小学校費	児童数	51,300	45,800	5,500	12.0
		学年級数	818,000	883,000	-65,000	-7.4
	2.中学校費	学生数	12,708,000	11,929,000	779,000	6.5
		学年級数	47,400 1,025,000	42,300 1,101,000	5,100 -76,000	12.1 -6.9
3.高等学校費	学校数	11,029,000	10,442,000	587,000	5.6	
	教職員数	6,554,000	6,489,000	65,000	1.0	
4.その他の教育費	生徒数	78,500	76,200	2,300	3.0	
		人 口	4,420	5,710	-1,290	-22.6
		幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	-	753,000	-753,000	皆減
四 厚 生 費	1.生活保護費	市 部 人 口	9,430	9,400	30	0.3
	2.社会福祉費	人 口	8,050	28,300	-20,250	-71.6
	3.保健衛生費	人 口	7,180	8,330	-1,150	-13.8
	4.こども子育て費	18歳以下人口	159,000	-	159,000	皆増
	5.高齢者保健福祉費	65歳以上人口	72,100	71,700	400	0.6
		75歳以上人口	84,900	83,200	1,700	2.0
6.清掃費	人 口	5,160	5,040	120	2.4	
五 経 済 費	1.農業行政費	農 家 数	92,000	90,500	1,500	1.7
	2.林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	525,000	471,000	54,000	11.5
	3.商工行政費	人 口	1,360	1,350	10	0.7
六 総 務 費	1.徴 税 費	世 帯 数	4,120	4,220	-100	-2.4
	2.戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,120	1,110	10	0.9
		世 帯 数	2,090	1,980	110	5.6
	3.地域振興費	人 口	1,740	1,740	0	0.0
		面 積	1,024,000	1,022,000	2,000	0.2
七	地域の元気創造事業費	人 口	2,530	2,530	0	0.0
八	人口減少等特別対策事業費	人 口	3,400	3,400	0	0.0
九	地域社会再生事業費	人 口	1,950	1,950	0	0.0
十	地域デジタル社会推進費	人 口	760	760	0	0.0
十一	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

2 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	令和6年度 単位費用 (A)	令和5年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100
人 口	19,400	18,600	800	4.3
面 積	2,200,000	2,203,000	-3,000	-0.1

(市町村分)

(単位：人)

大項目	小項目	令和6年度				令和5年度	増減
		部課長	職員A	職員B	計 ア	イ	ア－イ
一	消 防 費			2	消防吏員(134) 2	消防吏員(133) 2	1 0
二 土 木 費	1.道路橋りょう費		1	6	7	7	0
	2.港湾費(港湾)	1	4	12	17	17	0
	〃(漁港)		2		2	2	0
	3.都市計画費	1	2	9	12	12	0
	4.公園費		2	2	4	4	0
5.その他の土木費	1	2	13	16	16	0	
三 教 育 費	1.小学校費			(1校につき)1	(1校につき)1	(1校につき)1	0
	2.中学校費			(1校につき)1	(1校につき)1	(1校につき)1	0
	3.高等学校費			(1校につき)1	教職員(43) (1校につき)1	教職員(43) (1校につき)1	0
	4.その他の教育費	(教育長)1 4	12	29	46	46	0
四 厚 生 費	1.生活保護費		6	27	33	33	0
	2.社会福祉費	1	2	10	13	24	-11
	3.衛生費	3	3	16	22	23	-1
	4.子ども子育て費	2	2	9	13	-	皆増
	5.高齢者保健福祉費	1	6	30	37	37	0
	6.清掃費	1	4	15	20	20	0
五 経 産 業 費	1.農業行政費	1	3	17	21	21	0
	2.林野水産行政費			2	2	2	0
	3.商工行政費	1	2	8	11	11	0
六 総 務 費	1.徴税費	3	5	26	34	34	0
	2.戸籍住民基本台帳費	1	7	13	21	21	0
	3.地域振興費(人口)	1	1	4	6	6	0
	〃(面積)		1		1	1	0
包括算定経費(人口)		15	12	50	77	75	2
〃(面積)				2	2	2	0

(注) 一般職員以外の職員については、()書で掲げた。(一般職員と併記されている場合は、外書きである。)

第五節 職員給与費統一単価積算基礎及び職種別給与費単価積算内訳

1 職員給与費統一単価積算基礎

(1) 本 俸

区 分	摘 要	道 府 県		市 町 村		
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	
給 料	一般職員	部長職(1人当たり月額)	429,400	425,600	389,100	386,800
		課長職()	384,300	381,000	355,100	353,000
		職員 A()	339,400	336,500	327,100	325,200
		職員 B()	220,400	218,500	212,100	210,800
	小学校職員	校長()	441,100	436,700	—	—
		教頭等()	408,800	404,700	—	—
		教諭等()	325,500	322,200	—	—
		栄養教諭等()	292,100	289,200	—	—
		事務職員()	285,000	282,100	—	—
	中学校職員	校長()	430,400	425,900	—	—
		教頭等()	395,800	391,700	—	—
		教諭等()	320,600	316,300	—	—
		栄養教諭等()	283,900	280,900	—	—
高等学校職員	校長()	433,800	430,200	433,900	430,300	
	教頭等()	412,200	408,900	412,200	408,900	
	教諭等()	333,200	330,500	333,200	330,500	
	実習助手()	192,300	190,700	192,400	190,800	
特別支援学校教職員	校長()	419,700	415,000	—	—	
	教頭等()	386,800	382,500	—	—	
	教諭等()	306,300	302,900	—	—	
	実習助手()	192,300	190,700	—	—	
	栄養教諭等()	228,700	226,100	—	—	
	事務職員()	256,300	253,400	—	—	
その他の教職員	教育長()	507,200	502,700	429,900	427,300	
警察職員	警察官()	296,500	292,500	—	—	
消防職員	消防吏員()	—	—	255,700	254,200	

(2) 職員手当等

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
扶 養 手 当	一般職員	(1人当たり月額)	9,278	9,278	8,575	8,575
	教育職員	小学校教職員()	6,248	6,270	—	—
		中学校教職員()	7,646	7,646	—	—
		高等学校教職員()	9,461	9,461	10,025	10,025
		特別支援学校教職員()	6,766	6,766	—	—
	警察職員 消防職員	警察官() 消防吏員()	12,737 —	12,637 —	— 14,108	— 14,108
管理職 手 当	一般職員	部 長(1人当たり月額)	104,200	104,200	82,200	82,200
		課 長()	72,700	72,700	62,300	62,300
	義務教育職員	校 長()	68,400	68,400	—	—
		教 頭 等()	58,300	58,300	—	—
	高等学校教職員	校 長()	68,300	68,300	68,300	68,300
		教 頭 等()	54,750	54,750	54,200	54,200
管理職 特別勤 務手当	一般職員	部 長(1人当たり年額)	15,000	15,000	12,800	12,800
		課 長()	12,800	12,800	10,500	10,500
	義務教育職員	校 長()	10,500	10,500	—	—
		教 頭 等()	10,500	10,500	—	—
	高等学校教職員	校 長()	10,500	10,500	10,500	10,500
		教 頭 等()	10,500	10,500	10,500	10,500
時間外 手 当	一般職員	(部長・課長を除く)(給料年額)	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
	教育職員	栄養教諭等() 及び事務職員	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{6}{100}$
	警察職員	警察官()	$\frac{13}{100}$	$\frac{13}{100}$	—	—
	消防職員	消防吏員()	—	—	$\frac{8}{100}$	$\frac{8}{100}$
期末勤 勉手当	全 職 員	(給料 + 扶養手当月額等)	4.51月	4.40月	4.51月	4.40月
退 職 手 当	一般職員	(給料年額)	$\frac{105.3}{1,000}$	$\frac{110.1}{1,000}$	$\frac{105.5}{1,000}$	$\frac{114.6}{1,000}$
	義務教育職員	小 学 校()	$\frac{114.5}{1,000}$	$\frac{123.5}{1,000}$	—	—
		中 学 校()	$\frac{114.5}{1,000}$	$\frac{123.5}{1,000}$	—	—
	その他の教職員	()	$\frac{105.3}{1,000}$	$\frac{110.1}{1,000}$	$\frac{105.5}{1,000}$	$\frac{114.6}{1,000}$
	警察職員	警察官()	$\frac{105.3}{1,000}$	$\frac{110.1}{1,000}$	—	—
	消防職員	消防吏員()	—	—	$\frac{105.5}{1,000}$	$\frac{114.6}{1,000}$

基金 負担金	一般職員	(給料総額—退職手当—共済組合) 負担金・年額	1.09 1,000	1.09 1,000	1.22 1,000	1.23 1,000
	義務教育 職員	()	1.00 1,000	1.00 1,000	—	—
	高等学校 教職員	教 員()	1.07 1,000	1.07 1,000	1.07 1,000	1.07 1,000
		事務職員()	1.09 1,000	1.09 1,000	1.22 1,000	1.23 1,000
	その他の 教職	教育委員会職員()	1.09 1,000	1.09 1,000	1.22 1,000	1.23 1,000
	警察職員	警察官及び 事務職員()	3.39 1,000	3.39 1,000	—	—
	消防職員	消防吏員()	—	—	2.45 1,000	2.45 1,000
共済 組合 負担金	地方職員 共済組合	一般職員(給料年額)	短期 長期 追加費用 78.20 132.2638 23.3 1,000 1,000 1,000	短期 長期 追加費用 71.37 131.8637 30.4 1,000 1,000 1,000	短期 長期 追加費用 77.48 128.1269 14.0 1,000 1,000 1,000	短期 長期 追加費用 74.78 128.0498 15.2 1,000 1,000 1,000
		(期末手当等)	58.46 99.0953 1,000 1,000	53.89 99.0990 1,000 1,000	59.84 99.0953 1,000 1,000	57.73 99.0990 1,000 1,000
		(公 経 済)	39.6 1,000	40.9 1,000	39.6 1,000	40.9 1,000
		消防吏員(給料年額)	—	—	80.35 128.1269 14.0 1,000 1,000 1,000	74.78 128.0498 15.2 1,000 1,000 1,000
		(期末手当等)	—	—	64.28 99.0953 1,000 1,000	57.73 99.0990 1,000 1,000
		(公 経 済)	—	—	39.6 1,000	40.9 1,000
	公立学校 共済組合	教職員(給料年額) (義務制)	66.32 115.6973 29.0 1,000 1,000 1,000	66.32 115.5799 31.4 1,000 1,000 1,000	—	—
		(期末手当等)	55.77 99.0953 1,000 1,000	55.77 99.0990 1,000 1,000	—	—
		(公 経 済)	39.6 1,000	40.9 1,000	—	—
		教職員(給料年額) (非義務制)	66.32 115.6973 20.3 1,000 1,000 1,000	68.10 115.5799 20.4 1,000 1,000 1,000	66.32 115.6973 20.3 1,000 1,000 1,000	68.10 115.5799 20.4 1,000 1,000 1,000
		(期末手当等)	55.77 99.0953 1,000 1,000	56.93 99.0990 1,000 1,000	55.77 99.0953 1,000 1,000	56.93 99.0990 1,000 1,000
		(公 経 済)	39.6 1,000	40.9 1,000	39.6 1,000	40.9 1,000
警察 共済組合	警察官(給料年額)	79.40 141.5597 25.1 1,000 1,000 1,000	72.52 140.9221 28.9 1,000 1,000 1,000	—	—	
	(期末手当等)	63.52 99.0953 1,000 1,000	58.02 99.0990 1,000 1,000	—	—	
	(公 経 済)	39.6 1,000	40.9 1,000	—	—	
共済 事務費	地方職員 共済組合	(1人当たり年額)	240	240	12,240	11,230
	公立学校 共済組合	()	240	240	240	240
	警察 共済組合	()	240	240	—	—

通 勤 手 当 等	一 般 職 員 義 務 教 育 職 員 高 等 学 校 教 職 員 特 別 支 援 学 校 教 職 員 警 察 職 員 消 防 職 員	(1人あたり月額)	円			
			11,303	11,401	5,474	5,520
	小 学 校()	〃	6,673	6,541	—	—
	中 学 校()	〃	7,103	7,008	—	—
	教 員()	〃	8,084	8,152	9,076	9,152
	事 務 職 員()	〃	11,303	11,401	5,474	5,520
	教 職 員()	〃	9,158	9,142	—	—
	警 察 官()	〃	9,092	9,168	—	—
	消 防 吏 員()	〃	—	—	7,162	7,222
住 居 手 当	一 般 職 員 義 務 教 育 職 員 高 等 学 校 教 職 員 特 別 支 援 学 校 教 職 員 警 察 職 員 消 防 職 員	(1人あたり月額)	円			
			4,112	4,043	2,870	2,833
	小 学 校()	〃	6,583	6,573	—	—
	中 学 校()	〃	6,873	6,884	—	—
	教 員()	〃	5,016	4,932	4,320	4,283
	事 務 職 員()	〃	4,112	4,043	2,870	2,833
	教 職 員()	〃	7,359	7,263	—	—
	警 察 官()	〃	3,545	3,515	—	—
	消 防 吏 員()	〃	—	—	4,681	4,648

- (注) 1. 管理職手当、退職手当及び基金負担金の義務教育職員には、特別支援学校の小中学部の教職員を、基金負担金の高等学校教職員には、特別支援学校の高等部の教職員を含む。
2. 警察官、高等学校及び消防学校の一般職員には、上記のほか宿日直手当が加算される。

2 職種別給与費単価積算内訳

(道府県分)

部 長 級		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
1. 給 料	5,152,800	429,400円×12月
2. 扶 養 手 当	111,340	9,278円×12月
3. 管 理 職 手 当	1,250,400	104,200円×12月
4. 管 理 職 特 別 勤 務 手 当	15,000	
5. 期 末 勤 勉 手 当	2,849,910	
6. 退 職 手 当	542,590	$5,152,800円 \times \frac{105.3}{1,000}$
7. 基 金 負 担 金	10,430	$9,564,430円 \times \frac{1.09}{1,000}$
8. 共 済 組 合 負 担 金	2,021,720	a 給与年額に係るもの 1,204,538 b 期末手当等に係るもの 449,019 c 公経済に係るもの 367,920 d 事務費 240
9. 通 勤 手 当 等	135,640	11,303円×12月
10. 住 居 手 当	49,340	4,112円×12月
計	12,139,170	

(市町村分)

部長級		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
	円	
1. 給 料	4,669,200	389,100円×12月
2. 扶 養 手 当	102,900	8,575円×12月
3. 管 理 職 手 当	986,400	82,200円×12月
4. 管 理 職 特 別 勤 務 手 当	12,800	
5. 期 末 勤 勉 手 当	2,056,740	456,040円×4.510月
6. 退 職 手 当	492,600	$4,669,200円 \times \frac{105.5}{1,000}$
7. 基 金 負 担 金	9,670	$7,838,880円 \times \frac{1.22}{1,000}$
8. 共 済 組 合 負 担 金	1,677,090	a 給与年額に係るもの 1,025,389 b 期末手当等に係るもの 326,888 c 公経済に係るもの 312,572 d 事務費 12,240
9. 通 勤 手 当 等	65,690	5,474円×12月
10. 住 居 手 当	34,440	2,870円×12月
計	10,107,530	
課長級		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
	円	
1. 給 料	4,261,200	355,100円×12月
2. 扶 養 手 当	102,900	8,575円×12月
3. 管 理 職 手 当	747,600	62,300円×12月
4. 管 理 職 特 別 勤 務 手 当	10,500	
5. 期 末 勤 勉 手 当	1,800,320	399,185円×4.510月
6. 退 職 手 当	449,560	$4,261,200円 \times \frac{105.5}{1,000}$
7. 基 金 負 担 金	8,570	$7,022,650円 \times \frac{1.22}{1,000}$
8. 共 済 組 合 負 担 金	1,516,390	a 給与年額に係るもの 935,789 b 期末手当等に係るもの 286,134 c 公経済に係るもの 282,222 d 事務費 12,240
9. 通 勤 手 当 等	65,690	5,474円×12月
10. 住 居 手 当	34,440	2,870円×12月
計	8,997,170	

職員 A		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
	円	
1. 給 料	3,925,200	327,100円×12月
2. 扶 養 手 当	102,900	8,575円×12月
3. 時 間 外 手 当	274,760	$3,925,200円 \times \frac{7}{100}$
4. 期 末 勤 勉 手 当	1,698,300	376,563円×4.510月
5. 退 職 手 当	414,110	$3,925,200円 \times \frac{105.5}{1,000}$
6. 基 金 負 担 金	7,440	$6,101,290円 \times \frac{1.22}{1,000}$
7. 共 済 組 合 負 担 金	1,405,710	a 給与年額に係るもの 862,001 b 期末手当等に係るもの 269,920 c 公経済に係るもの 261,550 d 事務費 12,240
8. 通 勤 手 当 等	65,690	5,474円×12月
9. 住 居 手 当	34,440	2,870円×12月
計	7,928,550	
職員 B		
区 分	年 額	積 算 の 基 礎
	円	
1. 給 料	2,545,200	212,100円×12月
2. 扶 養 手 当	102,900	8,575円×12月
3. 時 間 外 手 当	178,160	$2,545,200円 \times \frac{7}{100}$
4. 期 末 勤 勉 手 当	995,240	220,675円×4.40月
5. 退 職 手 当	268,520	$2,545,200円 \times \frac{105.5}{1,000}$
6. 基 金 負 担 金	4,780	$3,921,630円 \times \frac{1.22}{1,000}$
7. 共 済 組 合 負 担 金	894,760	a 給与年額に係るもの 558,944 b 期末手当等に係るもの 158,179 c 公経済に係るもの 165,399 d 事務費 12,240
8. 通 勤 手 当 等	65,690	5,474円×12月
9. 住 居 手 当	34,440	2,870円×12月
計	5,089,690	

第一節 消 防 費

第一項 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

- 1 消防費の測定単位は、「人口」である。
- 2 標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定し、常備消防及び非常備消防を併設するものとし、それぞれの人員及び設備を定めることとしている。
- 3 単位費用は、標準団体における一般財源所要額を1,184,903千円と見込み、11,800円とした。

第二 本年度主要改定内容

救急業務費の職員数を見直したこと。

第三 行政事務内容

細 目	細 節	行 政 事 務 内 容	根拠法令
1. 常備消防費	(1) 常備消防費	(1) 消防用設備、機械器具、水利等の整備に関する事務	消防組織法 消防法
		(2) 屋外の行為又は放置物件に対する火災予防のための措置命令に関する事務	消防法
		(3) 火災予防のための立入検査等に関する事務	"
		(4) 防火対象物に対する火災予防又は危険防止のための措置命令に関する事務	"
		(5) 建築許可等に対する同意に関する事務	"
		(6) 火災発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用の取締りに関する事務	"
		(7) 危険物の判定及び危険物の貯蔵、運搬その他の取扱いの取締りに関する事務	"
		(8) 特殊防火対象物の消防用設備等に対する措置命令に関する事務	"
		(9) 火災警報の発令等に関する事務	"
		(10) 消火活動に関する事務	"
		(11) 火災の原因及び損害の調査に関する事務	"
		(12) 液化石油ガスに関する予防査察、意見書の作成等に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
		(13) その他市町村消防に関する事項に関する事務	消防組織法
2. 非常備消防費	(2) 救急業務費 非常備消防費	救急業務の実施に関する事務 常備消防費の(7)及び(12)並びに(2)救急業務費を除き、1.常備消防費に準ずる。	消防組織法 消防法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

第四 標準団体行政規模

項 目	行 政 規 模	項 目	行 政 規 模
人口	100,000 人	人口	100,000 人
(1) 常備消防関係		(2) 非常備消防関係	
消防本部	同一建物で階 1 本部 上階下を使用 1 署 (建物延面積1,750㎡)	分団数	15 分団
消防署		団員数	583 人
出張所	3 所(建物延面積850㎡)	団長	1 人
消防ポンプ自動車(水槽付)	3 台	副団長	2 人
はしご付消防ポンプ自動車	1 台	分団長	15 人
化学消防ポンプ自動車	1 台	副分団長	15 人
普通消防ポンプ自動車	5 台(うち1台は予備車)	部長・班長	72 人
救助工作車	1 台	団員	478 人
高規格救急自動車	5 台(うち1台は予備車)	普通消防ポンプ自動車	15 台
指揮車	1 台	救助資器材搭載型車両	1 台
広報車	2 台	小型動力ポンプ	15 台
予防査察車	1 台		
防火水そう	350 基		
消防専用電話装置(固定用)	2 機		
高機能消防指令センター	1 セット		

第五 職員配置

(単位 人)

区分	消防長	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士	小計	技術吏員	職員B	合計
消防本部	1	5	4	6	10	4	30		2	32
消防署		(兼1)	3	11	23	25	62	(兼1)		62
A出張所			1	3	13	7	24			24
B出張所			1	1	5	2	9			9
C出張所			1	1	5	2	9			9
合計	1	5 (兼1)	10	22	56	40 (兼3)	134 (兼4)	0 (兼1)	2	136 (兼5)

第六 単位費用算定の基礎

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (A)÷100,000人 円
			国庫支出金	手数料	計		
1. 常備消防費	(1) 常備消防費	767,713	3,750	1,329	5,079	762,634	7,626
	(2) 救急業務費	304,290			0	304,290	3,043
2. 非常備消防費	非常備消防費	117,979			0	117,979	1,180
合計		1,189,982	3,750	1,329	5,079	1,184,903	11,800
内訳	給与費	933,723			0	933,723	9,337
	その他	256,259	3,750	1,329	5,079	251,180	2,512

第二項 標準団体行政経費積算内容

(細目) 1常備消防費 (細節) (1) 常備消防費

(単位 千円)

区分	金額	積算内容	
報給	155	産業医	155
	661,453	消防吏員97人、職員2人 給与	628,070
需用費等	95,295	夜間勤務手当	33,383
		休日給	
		特殊勤務手当(出勤手当、夜間特殊業務手当等)	
		消防情報化推進対策経費(通信回線使用料、パソコン等)	1,121
		被服費	4,285
		安全装備品	1,639
		自動車関係経費(三位一体改革影響額分:再掲①参照)	
		水そう付消防ポンプ自動車	33,282
		化学消防ポンプ自動車	
		普通消防ポンプ自動車	
		はしご付消防ポンプ自動車	
		救助工作車	
指揮車			
その他(オーバーホール経費等を含む)			
救助用資機材	4,600		
高機能消防指令センター(1/3分を含む) (三位一体改革影響額分:再掲②参照)	1,007		
防火水そう	12,344		
無償使用車両の維持管理に係る経費	272		
119番通報時等における多言語対応事業	207		
Net119緊急通報システム運用経費	808		
その他(報償費、旅費、役務費、備品購入費等)	35,730		
うち消防救急無線保守修繕費	10,768		
委託料	458	火災原因調査委託費	396
		消防情報化推進対策経費(LAN管理委託料)	62

負担金、補助金及び交付金繰出金	353	常備消防関係諸負担金	353
	9,999	公営企業水道会計繰出金	9,999
歳出計 a	767,713		
国庫支出金	336	消防防災施設整備費補助金	
県支出金	3,414	消防施設等整備費補助金	
使用料及び手数料	1,329	危険物製造所等設置許可手数料等	
歳入計 b	5,079		
差引一般財源 a-b	762,634		

(細目) 1常備消防費 (細節) (2) 救急業務費

(単位 千円)

区 分	金 額	積 算 内 容	
給 与 費	250,497	消防吏員37人 給与	235,690
		休日給	14,807
		特殊勤務手当(出場手当及び夜間特殊業務手当)	
報 償 費	13,833	メディカルコントロール体制推進関係経費等	13,833
需 用 費 等	39,960	被服費	1,952
		自動車関係経費(三位一体改革影響額分:再掲①参照)	
		高規格救急車	14,893
		その他(部品代等)	
		高度救命処置用資機材	7,741
		救急需要対策	6,495
		ICT推進(タブレット端末の配備等)費用	263
		その他(旅費、役務費、備品購入費等)	8,616
歳 出 計	304,290		

(細目) 2非常備消防費 (細節) 非常備消防費

(単位 千円)

区 分	金 額	積 算 内 容	
報 酬 等	42,178	団員報酬	21,773
		団長 手当1人年額 82,500円	
		副団長 // 69,000円	
		分団長 // 50,500円	
		副分団長 // 45,500円	
		部長、班長 // 37,000円	
		団員 // 36,500円	
		訓練等出勤報酬	20,405
		出勤報酬1回あたり 3,500円	
需 用 費 等	62,949	団員被服費	10,078
		安全確保装備(安全靴・ライフジャケット等)	7,482
		情報通信資機材(携帯用無線機・トランシーバー等)	3,752
		活動用資機材等(火災鎮圧用器具・救急救助用器具等)	8,048
		消防団の入団促進に係る経費	5,092
		地域防災リーダー育成・地域防災教育の推進に要する経費	1,369
		自動車関係経費(三位一体改革影響額分:再掲③参照)	
		普通消防ポンプ自動車	
		救助資機材搭載型車両	20,064
		その他	
		その他(旅費、報償費、備品購入費等)	7,064

負担金、補助 及び交付金	12,852	非常備消防関係諸負担金 消防団員等公務災害補償責任共済負担金 人口1人あたり 3.5円 団員1人あたり 1,900円 消防団員退職報償金支給責任共済負担金 団員1人あたり 19,200円	200 1,458 11,194
歳出計	117,979		

● 三位一体の改革に係る影響額（再掲）

(単位 千円)

年度	細目・細節等	国庫補助負担金	令和6年度における影響額
H17	1 常備消防費 (1)常備消防費 (2)救急業務費	①消防防災設備整備費補助金(常備消防分)	1,185
H18	1 常備消防費 (1)常備消防費 2 非常備消防費	②消防防災施設整備費補助金の一部 ③消防防災設備整備費補助金(非常備消防分)	359 1,377
			(小計) 1,736
	合	計	2,921